

令和4年 教育委員会

第16回 定例会 議事日程

令和4年9月27日（火）

第1 議 案

【 指導課 】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第2 協 議

【 子ども総務課 】

- (1) (仮称) 千代田区子育て・教育ビジョンの策定について (素案)

【 指導課 】

- (1) 令和5年度使用 特別支援学級用教科用図書一部変更の採択【秘密会】

第3 報 告

【 子ども総務課 】

- (1) 令和4年第3回区議会定例会の報告

【 子ども支援課 】

- (1) 令和5年度 区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園申込みについて

【 児童・家庭支援センター 】

- (1) 医療的ケア児等支援協議会について

【 子ども施設課 】

- (1) 小学校・幼稚園等の校庭・園庭の仕様および校庭・園庭での活動を中止した日数について

【 学務課 】

- (1) 令和5年度 神田一橋中学校（通信教育課程）の生徒募集について

【 指導課 】

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（8月）

（裏面に続く）

第4 その他

【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（10月5日号）
- (3) 教育広報かけはし掲載予定事項（案）の確認について

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第8条の3 条例第11条の4第1項の規定による早出遅出勤務を請求するときは、当該請求に係る一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下この条において「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、<u>あらかじめ別記様式第4号により行うものとする。</u></p> <p>2から7まで（現行のとおり）</p> <p>8 条例第11条の4第2項に規定する要介護者を介護する職員が早出遅出勤務を請求するときは、当該請求に係る早出遅出勤務期間について、早出遅出勤務開始日及び早出遅出勤務終了日とする日を明らかにして、<u>あらかじめ別記様式第4号により行うものとする。</u></p> <p>9から12まで（現行のとおり）</p> <p>（臨時的に任用された職員の年次有給休暇）</p> <p>第15条 条例第15条第5項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、当該任用の時点において付与するものとし、その日数は、別表第3に定める日数とする。<u>ただし、千代田区のいずれかの職にあった者（臨時的に任用されたものを除く。）が引き続き臨時的に任用された場合における当該者の年次有給休暇の日数は、当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日が属する年度に付与された日数に、別表第3に定める日数を加えたものとする。</u></p> <p>2 前項又は本項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、前項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第8条の3 条例第11条の4第1項の規定による早出遅出勤務を請求するときは、当該請求に係る一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下この条において「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、<u>早出遅出勤務開始日の1月前までに別記様式第4号により行うものとする。</u></p> <p>2から7まで（略）</p> <p>8 条例第11条の4第2項に規定する要介護者を介護する職員が早出遅出勤務を請求するときは、当該請求に係る早出遅出勤務期間について、早出遅出勤務開始日及び早出遅出勤務終了日とする日を明らかにして、<u>早出遅出勤務開始日の1月前までに別記様式第4号により行うものとする。</u></p> <p>9から12まで（略）</p> <p>（臨時的に任用された職員の年次有給休暇）</p> <p>第15条 条例第15条第5項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、当該任用の時点において付与するものとし、その日数は、別表第3に定める日数とする。</p> <p>2 前項又は本項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、前項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期</p>

間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年以下である場合の年次有給休暇は、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点において付与するものとし、その日数は、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数（当該日数が零を下回る場合には、零とする。）とする。

3 (現行のとおり)

4 第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日前であって、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。

(1) 当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点 20日から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数（当該日数が零を下回る場合には、零とする。）

(2) 当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 20日

5及び6 (現行のとおり)

(育児参加休暇)

第23条の2 育児参加休暇は、男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男子職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週

間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年以下である場合の年次有給休暇は、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点において付与するものとし、その日数は、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数とする。

3 (略)

4 第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日前であって、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。

(1) 当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点 20日から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数

(2) 当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 20日

5及び6 (略)

(育児参加休暇)

第23条の2 育児参加休暇は、男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男子職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週

<p>間) 前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。 3から7まで (現行のとおり)</p> <p>附 則 (令和4年度における夏季休暇の特例)</p> <p>第8条 令和4年9月30日までの間に任用された幼稚園教育職員に係る令和4年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から11月30日まで」とする。</p>	<p>間) 前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。 3から7まで (略)</p> <p>附 則 (令和4年度における夏季休暇の特例)</p> <p>第8条 令和4年9月30日までの間に任用された幼稚園教育職員に係る令和4年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から10月31日まで」とする。</p>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第23条の2の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正趣旨

職員の仕事と家庭の両立支援の観点から、育児参加のための休暇の対象期間を拡大するとともに、早出遅出勤務の申請期限を緩和する。その他、所要の改正を行う。

2 改正内容

①育児参加休暇の対象期間の拡大

男子職員が配偶者の産前産後の期間に育児に参加するための休暇である育児参加休暇（1日を単位として、計5日まで取得可能）について、その対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大する。

②早出遅出勤務の請求期限の緩和

育児や介護等を理由とする早出遅出勤務について、早出遅出勤務を開始する前にあらかじめ請求すれば足りることとする（現行：早出遅出勤務開始日の1月前までに請求）

③臨時的任用職員の年次有給休暇付与日数の改正

千代田区のいずれかの職（臨時的任用の職を除く。）にあった者が引き続いて臨時的任用職員として任用された場合の年次有給休暇について、当該任用の日の前日に使用することができた日数のうち同日が属する年度に付与された日数を、通常付与されるべき日数に加え取得できることとする。

④夏季休暇の承認期間（取得可能期間）の再延長

令和4年度の夏季休暇の承認期間（取得可能期間）について、その終期を「10月31日まで」に延長していたものを、更に「11月30日まで」に再延長する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和4年10月1日

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正)

第1条 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(平成12年千代田区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日(以下「週休日等」という。)を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。)として換算した日数(1日(第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。</p> <p>(1)から(5)まで(現行に同じ)</p> <p>(6) <u>育児休業法第2条第1項の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間</u></p> <p><u>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例(平成4年千代田区条例第3号)第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業</u></p>	<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日(以下「週休日等」という。)を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。)として換算した日数(1日(第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。</p> <p>(1)から(5)まで(略)</p> <p>(6) <u>育児休業中の職員として在職した期間</u></p>

<p><u>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業</u></p> <p>(7) から (10) まで (現行に同じ) 2 から 5 まで (現行に同じ)</p>	<p>(7) から (10) まで (略) 2 から 5 まで (略)</p>
--	---

<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	
---	--

(幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第12号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。</p> <p>(1) から (5) まで (現行に同じ)</p> <p>(6) <u>育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間</u></p> <p><u>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第3条の2に規定する</u></p>	<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第12号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) <u>育児休業中の職員として在職した期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である場合を除く。）</u></p>

期間内にある育児休業であって、当該
育児休業の承認に係る期間（当該期間
が2以上あるときは、それぞれの期間
を合算した期間）が1月以下である育
児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の
全部が子の出生の日から職員の育児
休業等に関する条例第3条の2に規
定する期間内にある育児休業以外の
育児休業であって、当該育児休業の承
認に係る期間（当該期間が2以上ある
ときは、それぞれの期間を合算した期
間）が1月以下である育児休業

（7）から（15）まで（現行に同じ）
2から7まで（現行に同じ）

（7）から（15）まで（略）
2から7まで（略）

備 考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則」及び 「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」の一部改正について

1 改正趣旨

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、特定の要件を満たした育児休業の期間を期末及び勤勉手当の欠勤期間から除くものとする旨の改正を行う。

2 改正内容

①幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第5条第1項第6号の欠勤等日数の改正

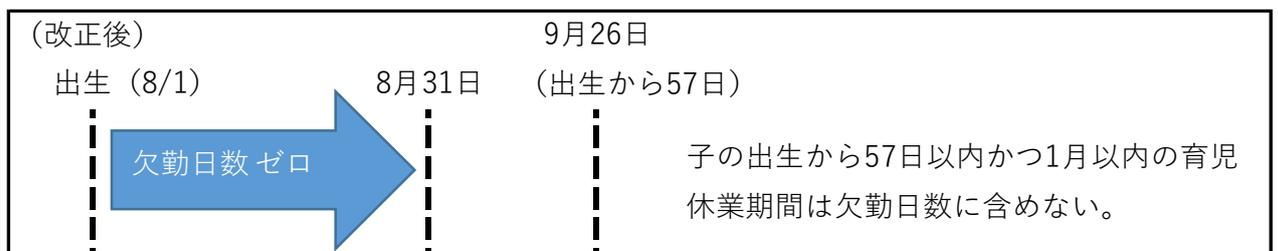
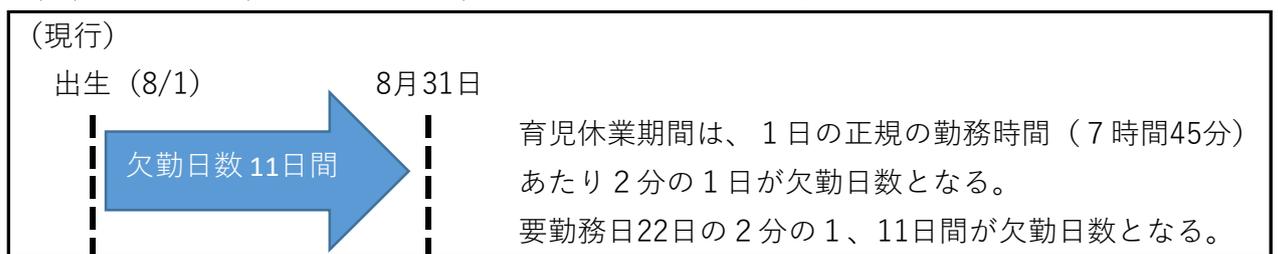
子の出生後57日以内に承認された育児休業の期間が1月以下である場合は、その全ての期間を期末手当の欠勤等日数から除外する。また、子の出生後58日以後に承認された育児休業の期間が1月以下である場合は、その全ての期間を期末手当の欠勤等日数から除外する。

②幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則第5条第1項第6号の欠勤等日数の改正

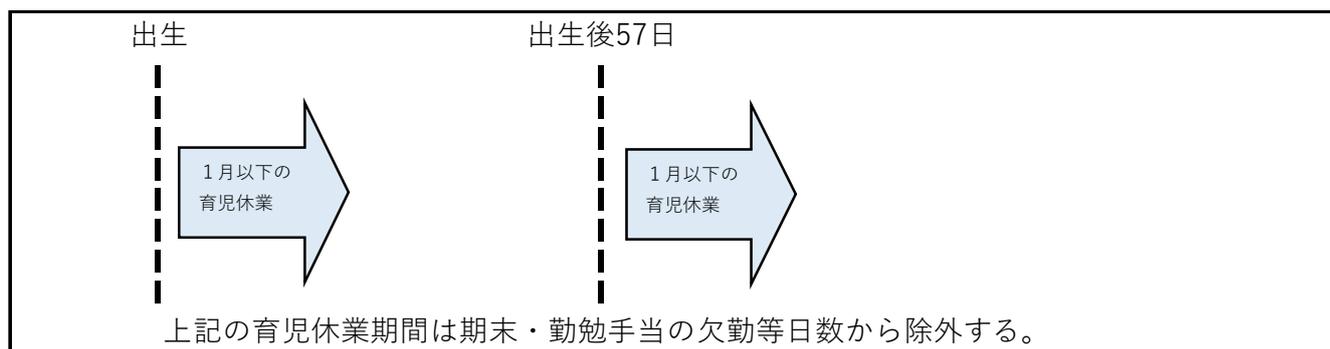
子の出生後57日以内に承認された育児休業の期間が1月以下である場合は、その全ての期間を勤勉手当の欠勤等日数から除外する。また、子の出生後58日以後に承認された育児休業の期間が1月以下である場合は、その全ての期間を勤勉手当の欠勤等日数から除外する。

(イメージ図)

(例) 1カ月間(要勤務日 22日) 育児休業を取得した場合



※改正後制度は子出生後57日以前及び58日以後のいずれも育児休業1月以内であれば適用される。



3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和4年10月1日

(仮称) 千代田区子育て・教育ビジョン

(素案)

千代田区子育て・教育ビジョンの策定にあたって

近年、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により、人と人のつながりや、これまで当たり前だったことが制限され、私たちの日常は大きく変化しました。

この変化は、子どもの生活にも例外なく影響を及ぼし、学校・園の休業や行事の延期・中止等が発生しました。

しかしながら、どのような状況においても、子どもの学びを止めることなく、未来への希望をつないでいかなければなりません。

また、子どもを取り巻く環境は、情報化やグローバル化の進展、少子高齢・人口減少社会や核家族化の進行などにより、人々の価値観や生活様式の多様化、子育て家庭の孤立化など、家庭や地域・社会の状況が大きく変化しています。

変化の激しい時代において子どもを育てるためには、教える者も、また教えられる者も共に成長していかなければなりません。

年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、全ての人が様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いを理解し、認め合い、尊重し合う共生社会を実現してくため、家庭、学校・園、地域等が一体となって子どもを育て、また自らも育っていく必要があります。

さらに、誰一人取り残さず、子どもの健やかな成長を社会全体で後押しするためには、子どもの最善の利益を第一に考え、常に子どもの視点に立って物事を考えていくことが重要です。そのためには、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもを中心に据えた施策の展開を図っていかなければなりません。

子どもは次代を担う地域の宝です。全ての子どもが将来への夢と希望をもち、目を輝かせて成長していくことを願い、本子育て・教育ビジョンを策定するものです。

令和 年 月

千代田区教育委員会

目次

第1章 策定の背景	1
1 「千代田区子育て・教育ビジョン」とは	1
2 策定の社会的背景	3
第2章 基本理念	13
第3章 めざす子どもの姿	14
1 主体的に判断する	14
2 多様な人々と共に生きる	15
3 自ら未来を切り拓く	16
第4章 基本的方向性	17
1 豊かな心を育て、多様性を認め合う人を育む教育の推進	17
2 全ての子どもに確かな学びを育む教育の推進	19
3 健康で安全に生活する力を育む教育の推進	21
4 予測困難な未来を切り拓くことのできる人材の育成	23
5 グローバルに活躍する人材の育成	24
6 子どもの多様なニーズに応じた教育環境・相談体制の整備	27
7 質の高い子育て・教育を支える環境の整備	30

第1章 策定の背景

1 「千代田区子育て・教育ビジョン」とは

この「千代田区子育て・教育ビジョン」は、概ね 5 年先を見据え、千代田区教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」(教育基本法第 17 条第2項)として策定するものです。

本ビジョンを基に、家庭と学校・園、地域等が相互に連携し、様々な取組を展開していくことが、子どもの健全な育成に資するとともに、生涯にわたり学ぶ機会を提供することにつながります。

教育基本法

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■これまでの主な経緯

本区では、平成 19 年度(2007 年度)から子育て支援を担当する部門と教育を担当する部門を統合し、0歳から 18 歳までを見通した統一的・効率的・効果的な次世代育成支援及び教育施策を展開しています。

平成 22 年(2010 年)に、千代田区教育委員会は「千代田区共育マスタープラン」を策定し、「共育」を次世代育成支援及び教育振興の基本理念としました。「千代田区共育マスタープラン」は、教育基本法に基づく千代田区としての「教育振興基本計画」を包含するものとして策定されました。

平成 28 年(2016 年)4月に、「千代田区共育マスタープラン」で示された「共育」の考え方を基本理念として今後も引き続き発展させるとともに、子どもの健やかに育つ権利の実現と、0歳から 18 歳までを見通した次世代育成支援及び教育振興施策を進めていくことをあらためて確認し、「千代田区共育大綱」を策定しました。また、教育委員会においても「千代田区共育マスタープラン」に代わり、本区の次世代育成支援施策及び教育振興施策の基本的な方針を定めるものとして、「千代田区共育大綱」に合わ

せ、「千代田区共育ビジョン」を策定しました。

平成 29 年(2017 年)4月に、千代田区教育委員会は、「千代田区共育大綱」と「千代田区共育ビジョン」で示した方針に基づき「千代田区共育推進計画」を策定し、「共育」の考え方のもと、子どもの健やかに育つ権利の実現を目指し、0歳から 18 歳までを見通した子育て・教育施策を計画的に推進していくために、5つの基本的方向性に基づく 31 の目標を設定しました。

※「共育」とは、「共生」の理念のもと、家庭、学校・園、地域等が共に一体となって子どもを育て、また、自らも育っていくという考え方です。

<略年表>

	千代田区	国
平成 18 年度		「教育基本法」改正
平成 20 年度		「教育振興基本計画」策定
平成 22 年度	「千代田区共育マスタープラン」策定	
平成 24 年度		「子ども・子育て支援法」制定 「認定こども園法」一部改正
平成 25 年度		「第 2 期教育振興基本計画」策定
平成 27 年度		「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」一部改正
平成 28 年度	「千代田区共育大綱」「千代田区共育ビジョン」策定	
平成 29 年度	「千代田区共育推進計画」策定	「幼稚園教育要領」「小・中学校学習指導要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」改訂
平成 30 年度		「第 3 期教育振興基本計画」策定 「高等学校学習指導要領」改訂
平成 31 年度	「子ども版千代田区共育ビジョン」作成	
令和 2 年度		「G I G A スクール構想」公表
令和 3 年度		
令和 4 年度		「こども基本法」公布

2 策定の社会的背景

「千代田区子育て・教育ビジョン」を策定するに当たり、以下のような多様な社会的背景を踏まえ、今後の子育て・教育に関わる取組を考えていく必要があります。

■年少人口の増加への対応

現在、我が国においては、少子化の急速な進行や保護者の就労形態の変化など、子どもと家庭、地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘され、一部の区市では、保育園や学童保育における待機児童の発生が大きな問題となっていました。しかしながら、近年、待機児童については、保育の受け皿拡大に加え、新型コロナウイルス感染症を背景とした利用控えなどにより、減少傾向にあります。

また、学校教育においても、少子化による教育環境の変化の他にも、グローバル化の進展やICTの発達により子どもを取り巻く環境は変わり続けており、こうした変化の激しい社会の中で生き抜く力を身に付けた子どもを育てていくことが求められています。

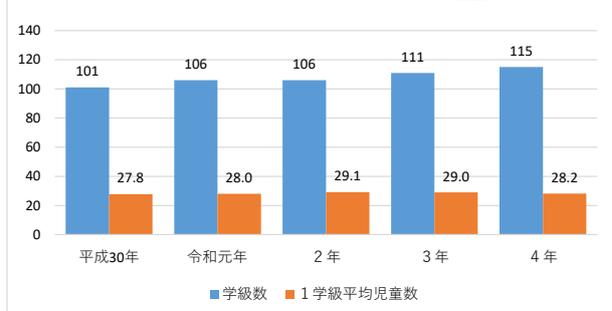
本区においては近年、子育て世帯が増加傾向にあり、乳幼児人口の増加による保育需要も増大していましたが、令和元年度以降、乳幼児人口は横ばいの状況が続いています。こうした子育て世帯の増加が学校施設をはじめとする教育環境に及ぼす影響を考慮すると、本区における長期的な人口推計を踏まえ、目前の子どもの増加に計画的に対処していく必要があります。このような子どもと子育てを巡る環境の変化に対応した、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子育てをしやすい地域社会づくりを行い、次の世代を担う子どもが健全に成長できる社会をめざしていく必要があります。

千代田区の将来人口推計と18歳未満人口の推移



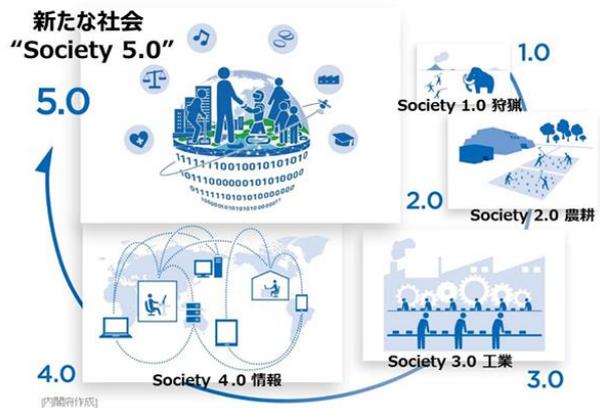
※令和2年国勢調査（10月1日時点速報値）における千代田区の日本人口を基準にしたもの※当該推計は日本人のみ

小学校の学級数と1学級の平均児童数



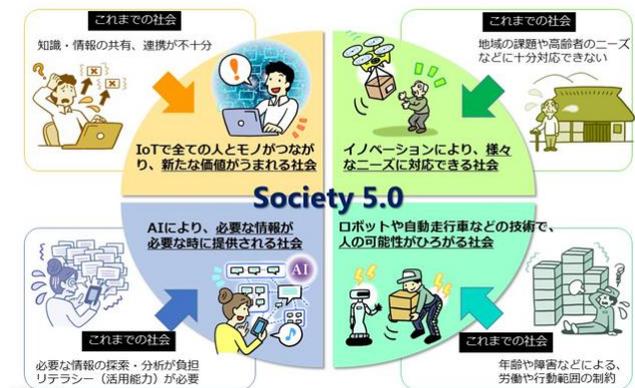
■情報技術の急速な発展

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続き、人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)等、先端技術が急速に社会生活に浸透しつつあり、仮想空間と現実世界が融合した新たな社会(Society 5.0)が到来しつつあります。



出典：内閣府ホームページ
(https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)

新しい Society5.0 社会は、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されるとともに、人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服され、社会の変革(イノベーション)を通じて、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会を目指しています。



出典：内閣府ホームページ
(https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)

さらに、今までの情報社会では、人間が情報を解析することで価値が生まれてきました。Society 5.0 では、膨大なビッグデータを人間の能力を超えた AI が解析し、その結果がロボ

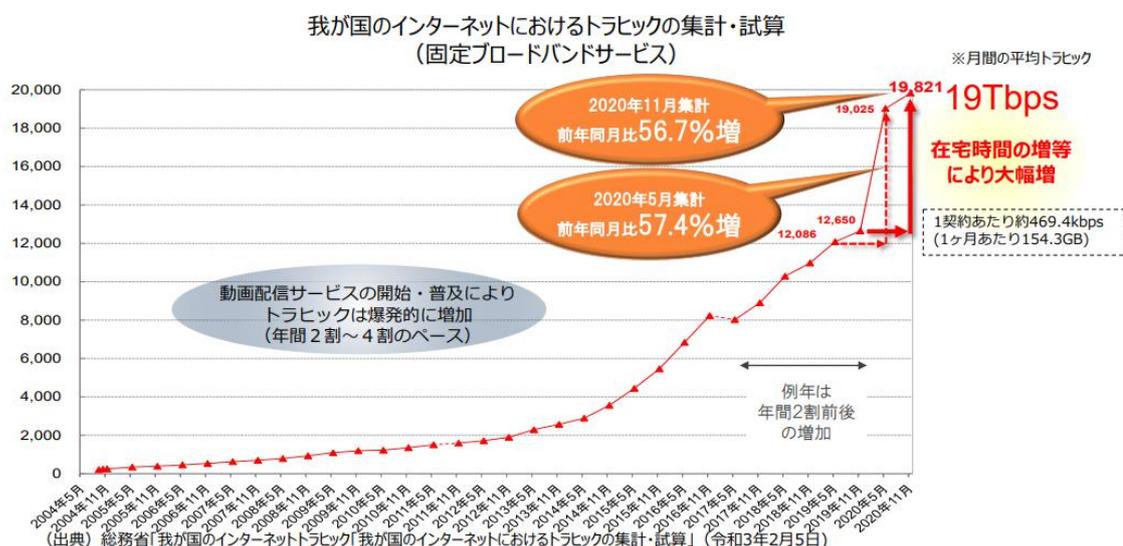
ットなどを通して人間にフィードバックされることで、これまでには出来なかった新たな価値が産業や社会にもたらされることとなります。

加えて、Society 5.0 では、ビッグデータを踏まえた AI やロボットが今まで人間が行っていた作業や調整を代行・支援するため、日々の煩雑で不得手な作業などから解放され、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるようになり、これは一人一人の人間が中心となる社会であって、決して AI やロボットに支配され、監視されるような未来ではありません。

また、固定ブロードバンドサービスのインターネットトラフィックは、新型コロナウイルス感染症拡大前は、年間2～4割程度のペースで増加していましたが、在宅時間増等により年間5割以上の増加がみられ、「新たな日常」の定着によりインターネット利用の拡大がうかがえます。

千代田区では、令和2年度(2020年度)から一人一台端末の環境整備や「千代田ICT授業指針」の策定など、「ちよだスマートスクール」を推進してきました。

今後は、先端技術や新たな知識・技能を習得して効果的に活用する人材や、様々な情報を取捨選択し、目的のために的確に役立てることができる能力が求められます。また、情報が持つ他者や社会への影響についてのモラルを育てることも重要になります。



※インターネットトラフィック：インターネット通信回線を通じて送受信される情報又はその情報量のこと

■超高齢社会の到来

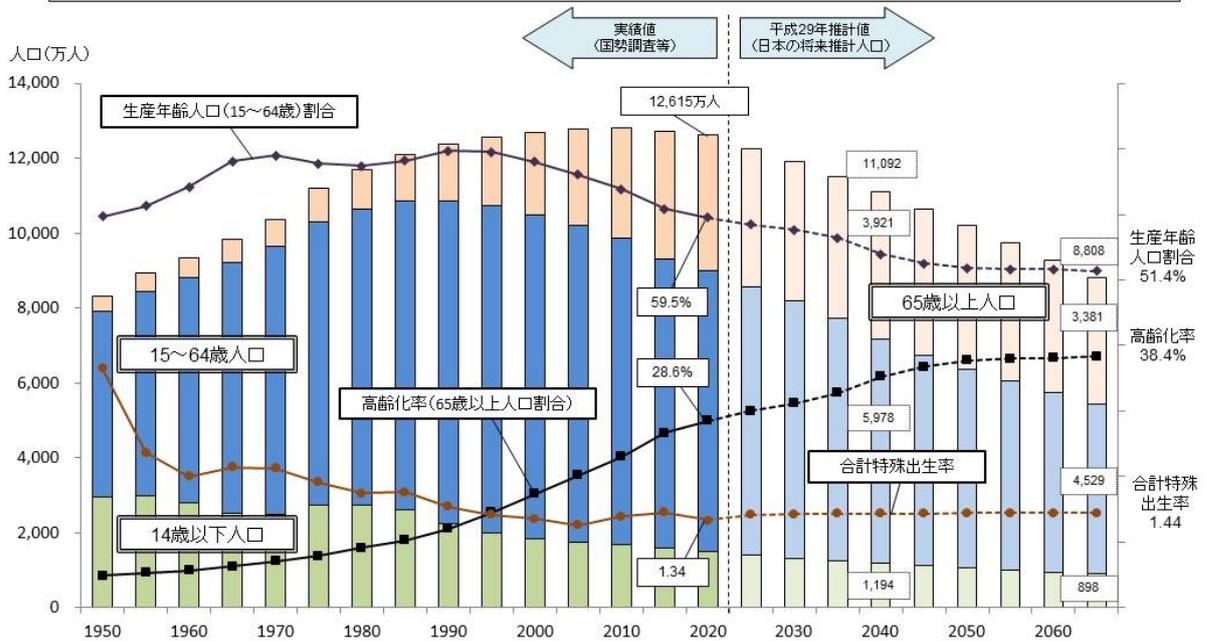
前述したように、千代田区の人口は当面増加を続ける予測となっていますが、日本の人口は平成20年(2008年)をピークに減少局面に推移しています。東京都の人口は、令和7年ごろをピークに減少傾向となることが予測されています。

人口減少に伴い、高齢化が加速し、高齢化率も令和2年(2020年)の28.6%から30%を超え、令和18年(2036年)には約3人に1人が高齢者となると予測されています。出生数の減少などにより少子化も進んでいくことが予測されています。

子どもが活躍する将来の社会は、社会保障費が急増するとともに、労働力が不足することが想像されます。全ての子どもが社会の形成者としての自覚を持ち、自らのキャリアを力強く歩んでいく力を育むとともに、企業や学校等を退職した人材の活動の場を創設し、活力ある社会を築き上げていく必要があります。

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

■グローバル化の進展

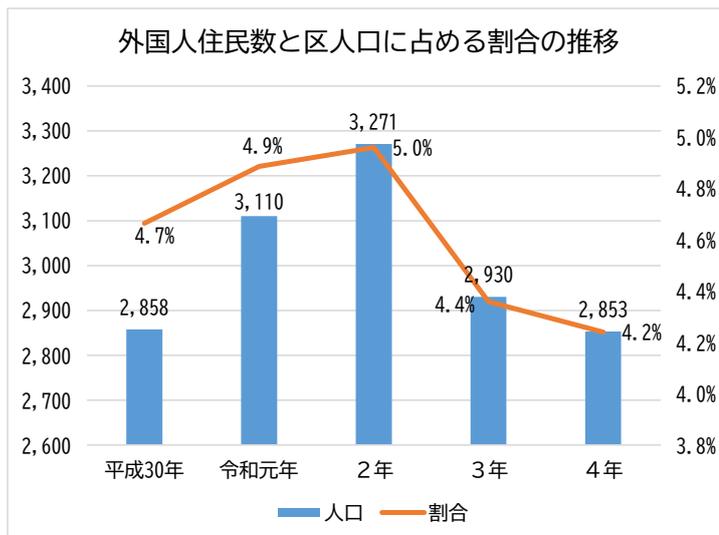
千代田区には、3,000 人前後の外国人が住んでおり、区人口の4～5%を占めています。新型コロナウイルス感染症の影響などにより、令和2年度からは減少していますが、新型コロナウイルス感染症の発生前は増加してきていました。

日本や東京都を訪れる外国人旅行者数も、同様に増加傾向にありましたが、入国制限などにより、令和2年度(2020 年度)以降は急激に減少しましたが、東京都には多くの外国人が居住し、観光にも訪れています。

このことは、子どもが、自分たちの学校や地域で外国人と接することが珍しくない環境になっていることを示しています。将来は、世界で様々な国の人々と共に働き、共に生活することが当たり前の時代になることが予想されます。

子どもには、外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築くために必要な力を育成していくことが必要です。

小学校では、令和2年度(2020 年度)、中学校では、令和3年度(2021 年度)から全面実施となった学習指導要領においても、教育内容の主な改善事項として「外国語教育の充実」が挙げられ、小学校では、3・4年生に「外国語活動」、5・6年生では「外国語科」が導入されています。



■ダイバーシティ&インクルージョン (D&I)

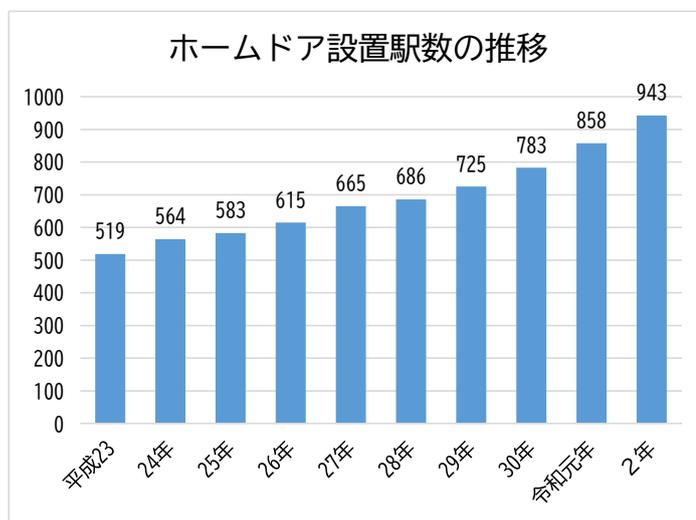
「ダイバーシティ(diversity)」とは、「多様性」を指す言葉で、様々な属性(性別・年齢・国籍・人種・障害の有無・趣味嗜好など)や価値観など、個人や集団の中に存在する様々な違いを意味します。

一方「インクルージョン(Inclusion)」は、「包摂」を意味する言葉で、多様な人々が互いの個性や価値観、考え方を認め合い、排除されることなく活かされている状態を表しています。

従来は、多様性を認め合うダイバーシティが重視されてきましたが、近年では、多様性を活かすことを含めて推し進めるために「ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)」という表現が用いられるようになってきています。

また、世界初となる同一都市での2度目のパラリンピック競技大会開催となった東京2020大会により、ホームドアの設置など、インフラのバリアフリー化が進んでいます。

平成25年(2013年)には、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、障害者差別解消法が制定されました。



出典：国土交通省ホームページ「ホームドアの設置状況（令和3年3月末現在）」

■SDGs・ESD

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成 27 年(2015 年)9月に国連本部において、193 の加盟国の全会一致で採択された国際目標です。持続可能な未来をつくるため、2030 年(令和 12 年)までに達成すべき 17 のゴール(目標)と 169 のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない」をキーワードに、ゴールの達成に向けて全ての国が行動すること、自治体も事業者も市民も含めて全てのステークホルダーが役割を担うこと、社会・経済・環境の三側面の取組を統合的に進めることなどを特徴としています。

SDGs が掲げる目標4として「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられています。

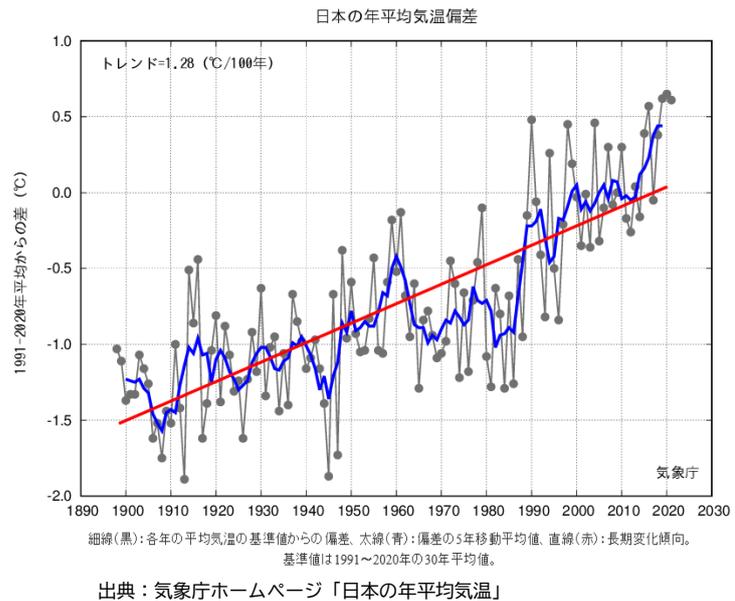
また、SDGs が掲げる目標4のターゲット 4.7 に位置付けられている ESD(持続可能な開発のための教育)は、持続可能な社会の創り手を育成する教育ということであり、すなわち「地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育」ということです。これは、平成 29(2017)及び 30(2018)年度の学習指導要領等の改訂に当たって基盤となる理念とされています。

なお、ESD は SDGs の 17 全ての目標の実現にも寄与するものとされています。



■地球温暖化・気候変動

日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.28℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。その影響で、1日の降水量が100mm以上となる大雨の日が増加傾向にあるほか、令和元年(2019年)に首都圏でも大きな被害を出した台風15号や19号などの風水害をはじめとして、人々の生命や財産が危険にさらされるようになってきています。



また、全国の真夏日(最高気温30度以上)の年間日数も増加しており、最近30年間(1992~2021年)の平均年間日数(約41日)は、統計期間の最初の30年間(1910~1939年)の平均年間日数(約35日)と比べて約1.2倍に増加しています。このような変化は、学校生活をはじめとした子どもの生活にも様々な影響を及ぼすとともに、子どもには、災害の発生に対して、いざという時に適切な行動ができることに加え、気候変動に対して適応するための知識や意識を醸成する必要があります。

さらに、持続可能なまちゼロカーボンちよだの実現に向け、省エネやゴミの削減、再生可能エネルギー・次世代エネルギーの利用など、気候変動を食い止める緩和策についての環境学習を推進していくことも重要です。

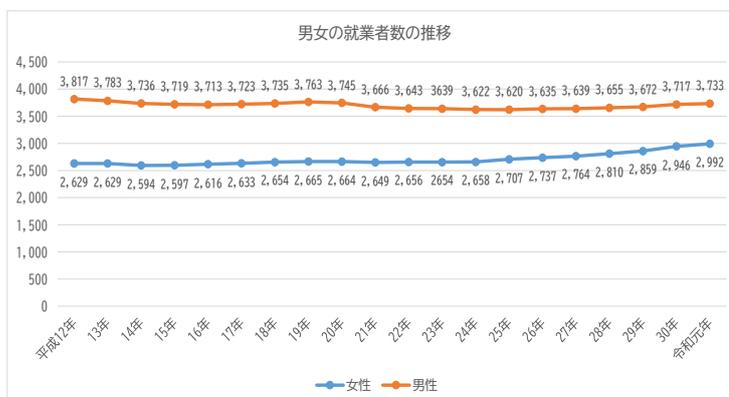
千代田区では、区独自の環境マネジメントシステムである「千代田エコシステム(CES)」を活用し、子どもが環境について理解を深めることができるよう、区立学校・園等で独自の環境配慮活動を実践しています。

麴中ファーム



■就業・就労状況の変化

日本の人口が減少局面にある中で、就業者数は近年増加傾向にあります。これは、女性の活躍推進や高齢者の就労促進等に関する各種施策の推進により、女性や高齢者を中心に就業率が上昇していることによるものです。一方、25～39歳男性の就業率が大きく減少しているのに対し、女性は約1割増加し、65歳以上の男女は大きく増加しています。



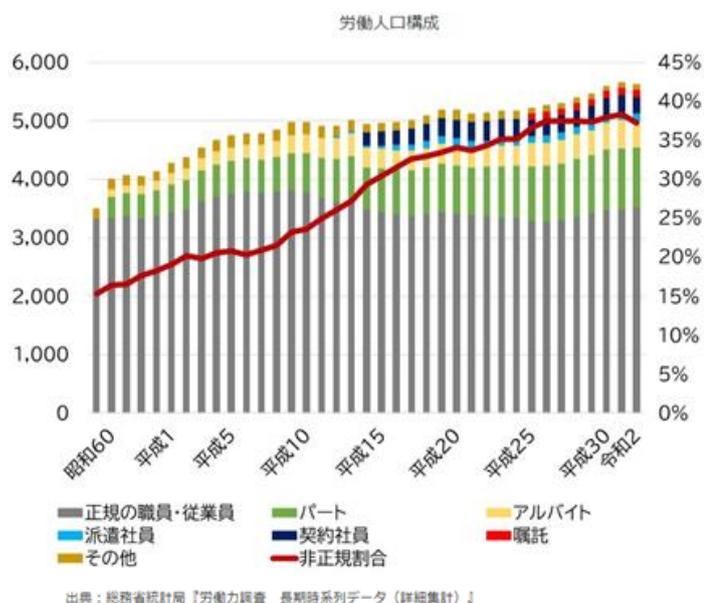
出典：男女共同参画白書（令和2年版）

女性が職業に就くことへの意識も変化しています。内閣府が実施した世論調査によると、女性が子どもを持つことについて、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と回答する割合は年々増加しており、令和元年には60%を越えました。

また、働き方改革の推進などにより、就業形態の多様化や就業時間の短縮等が進んでいます。就業形態が多様化する中で、自らの望むキャリアパスやライフプランに沿って様々な働き方を選択できるようになる一方、男女ともに非正規雇用の労働者の数・割合が増加しています。

新型コロナウイルスウィルス感染症対策として、情報通信技術を活用したテレワークの導入が進むなど、働き方の多様化も進んでいます。

子どもには、自らのキャリアに見通しを持たせ、主体的に社会へ参画する意欲と態度を育成していくほか、ジェンダー平等の視点に基づく意識を醸成していく必要があります。



■日本経済の状況

日本の名目 GDP(国内総生産)は、アメリカ、中国に次ぐ第3位ですが、1995 年以降停滞しており、他の先進諸国から追いつけられている状況にあります。国や地域の生産性の高さの目安となる一人当たりの名目 GDP では、日本は平成 13 年(2001 年)には第5位でしたが、令和2年(2020 年)には第 19 位と順位を下げています。国際競争力でもこの 30 年で1位から 31 位に落ちており、日本経済の停滞は、深刻な状況にあるといえます。

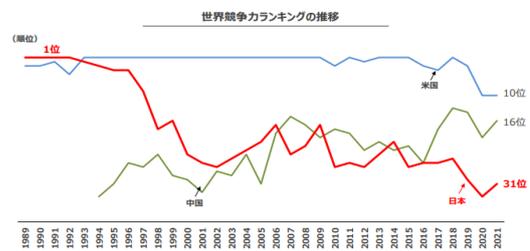
また、日本経済の特徴として、スタートアップ(革新的なアイデアなどで短期的に成長する企業)が生まれにくいとされています。スタートアップの調達額、ベンチャーキャピタル(VC)投資の GDP 比などの指標が他の先進国と比べても著しく低い水準となっています。起業する人が少なく、成功するスタートアップが少ない、成功したとしても、小さくまとまってしまい、世界レベルの大成功モデルになりえない、といった点が指摘されています。こうした背景には、失敗を恐れる意識が高いことや、学校教育の中で、課題を探し

出す教育の欠如、身近な起業家がないことなどが挙げられます。経済産業省が令和 4 年(2022 年)に発表した「未来人材ビジョン」では、「新たな未来を牽引する人材が求められる。それは、好きなことにのめり込んで豊かな発想や専門性を身につけ、多様な他者と協働しながら、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題や生活課題に「新しい解」を生み出せる人材である。」「世の中の社会課題を機敏に感知するスタートアップの知見を教育にも取り入れる必要があるのではないか。」と述べられています。

2020年の主な国の1人あたり名目GDP		
順位	国名	1人あたり名目GDP (ドル)
1	ルクセンブルグ	116,233
2	スイス	87,025
3	アイルランド	85,514
5	米国	63,285
13	ドイツ	46,253
18	英国	41,207
19	日本	40,048
20	フランス	38,788
21	イタリア	31,770
22	韓国	31,631

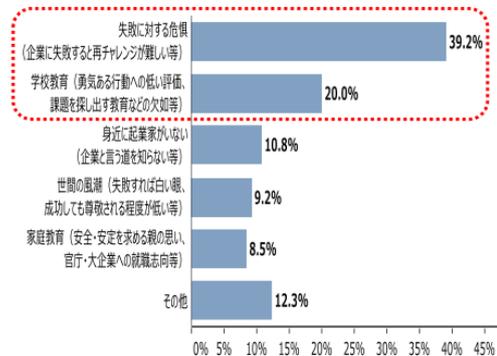
出典：日本経済新聞記事

日本の国際競争力は、この30年で1位から31位に落ちた。



出典：男女共同参画白書 (令和2年版)

日本で起業が少ない原因



資料：一般財団法人ベンチャー・エンタープライズセンター「ベンチャー白書2021」

(注) 1. アンケートの調査対象は、設立5年以内のベンチャー企業。

2. 調査結果は、日本で企業が少ない最大の原因について聞いたもの。

第2章 基本理念

子どもの健やかな育ちをまち全体で支援し、 一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす

これからの時代を担う子どもが健やかに育ち、将来にわたって幸福な生活を送るためには、家庭と学校・園、地域等が一体となって共に子どもの成長を支え、見守っていくことが肝要です。

子どもの養育と発達に対する第一義的な責任は家庭にあります。子どもの成長にとって家庭環境は重要です。子育てを通じて保護者(大人)も育ち、保護者が人間として成長することを通じて子どもも成長します。子どもの成長には、保護者と子どもが深い信頼で結ばれていることが不可欠です。そのためには、保護者は子育てにおける家庭の責任を十分に自覚すると同時に、子どもに自分の考えを押し付けるのではなく、子どもの声をしっかりと聴き、常に「子どもの最善の利益」を考えながら子どもを育てていく必要があります。

加えて、子どもの成長にとっては、学校・園の果たす役割も非常に大きなものです。学校・園では、集団生活の中で様々な子どもが、子ども同士で切磋琢磨する中で成長していきます。学校・園における教育・保育活動は、様々な子どもを誰一人取り残すことなく、包み込んでいくことが求められます。学校・園が子どもにも教員や保育士等にとっても、楽しい学びの場となり、共に成長できるようにする必要があります。

また、家庭がその責任を十分に果たすことができるよう、学校・園や行政機関だけではなく、千代田区に住み、働き、集う全ての人々、団体、企業等が子どもや子育て家庭を支えていくことも必要です。子どもが自己の可能性を開花させながら、支え合いの心や他者を思いやる気持ちを身に付けて育っていくためには、地域社会を構成する全ての人々が、協力していく必要があります。

さらに、子ども一人ひとりの可能性を最大限伸ばしていくためには、それぞれの個性や能力、教育・保育的ニーズを的確に把握し、もてる力を高め、生活や学習上の課題を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行っていくことが肝要です。全ての子どもが充実した時間を過ごせる教育・保育活動を実施し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期から学校教育期まで、すなわち0歳から18歳までの連続した次世代育成支援及び教育を推進していく必要があります。

第3章 めざす子どもの姿

「千代田区子育て・教育ビジョン」では、未来を担う千代田区の子どもの姿として、次のような人づくりを目指します。

1 主体的に判断する

- ◎生きて働く知識・技能を習得し、それをもとに思考力・判断力・表現力等の向上に努める人
- ◎失敗を恐れず忍耐力をもって様々な課題に意欲的に取り組むことのできる人
- ◎自己肯定感や自尊感情を高める人
- ◎周囲に流されず、自己の信念に従って行動ができる人

情報化や国際化など、急激に変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていくためには、その基礎となる、生きて働く知識・技能を確実に身に付け、それをもとに思考力・判断力・表現力等を向上させるためのたゆまぬ努力を続けていくことが重要です。

また、変化の激しい社会の中で生き抜いていくためには、常に新しい課題にチャレンジしていくことが求められます。課題解決の過程では、思い通りにいかない場面に何度も遭遇することでしょう。自己実現のためには失敗を恐れずに、未知の世界に飛び込み、忍耐力をもって、粘り強く取り組み、新たな発想を広げていく体験を繰り返す必要があります。

加えて、他人を思いやるためには、自分自身を大切にする必要があります。全ての子どもが、長所も短所も含めて自分自身を受け入れ、自己肯定感と自尊感情をしっかりともち、さらには高めていくことができるよう、子どもの可能性を信じ、一人ひとりの子どもの個性に応じて、潜在的な能力を引き出していくよう努めていく必要があります。

情報通信技術の発展により、誰でも容易にインターネット(SNS 等)を通じて、様々な情報が得られる便利な社会となっています。こうした情報社会であるからこそ、これらの情報を考察し、判断して自分の考えをもち、現実社会における人と人との触れ合いの中で、自分自身の考えや行動を見つめ直していくことが大切です。

2 多様な人々と共に生きる

- ◎感性を磨くとともに、思いやりや慈しみの心を持ち、周囲の人と協働できる人
- ◎多様性を受容し、他者の価値を尊重することのできる人
- ◎自国の文化や地域に誇りをもつ人

社会は人と人との結び付きで成り立ち、人はたくさんの人たちに支えられて生きています。社会において周囲の人と共に生きていくためには、色々な価値観や背景をもつ人々と相互に理解を深め、互いに共感することで、人間関係やチームワークを形成していく必要があります。

また、正解のない課題や経験したことのない問題に遭遇した際には、対話をすることで情報を共有し、相互に考えを伝え合うことで、考えを深め合いながら合意形成・課題解決を図っていく必要があります。そのためには、コミュニケーション能力を培っていくことが欠かせません。

多様な人々と円滑なコミュニケーションを図り、共生するためには、感性を磨くとともに、人の感性に働きかける活動を意識することが大切です。感性を磨くことは、思いやりや慈しみの心を育てることであります。それは、社会の中で生きていく上でも、他者と協働して新たな課題解決に取り組む上でも不可欠です。

さらに、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、社会の多様性を受け入れ、様々な個性や価値観、文化をもつ人たちと互いに理解し合い、共存していくため、自分らしく生きる自立意識と他者との共生意識を育むことが必要です。

日本や自分たちが住む地域の歴史や伝統文化を理解し、大切にし、愛着や誇りをもつことで、自己のアイデンティティをしっかりともちながら、様々な価値観や文化を受け入れ、多様性を尊重し、様々な人々と共に生きていく必要があります。それは、周囲の人とともに豊かになっていくという生き方でもあります。

3 自ら未来を切り拓く

- ◎高い志をもって現実と向かい合うことのできる人
- ◎常に社会の変化を柔軟に受け止め、生涯にわたって様々なことに粘り強く挑戦し、自己の学びを人生や社会に生かそうとする人
- ◎理想の実現に向けて、未知の課題を自ら発見し、解決することによって、新たな価値を創造する人

Society5.0 の到来やグローバル化の進展など、急激に変化するこれからの社会を生きる子どもは、大きく変動する社会の中で、既成の概念にとらわれない発想力、企画力、直観力をもって未知の課題にチャレンジし、新たな価値を創造していくことが求められます。そのためには、高い志をもって自らの理想の実現に向けた課題を主体的に発見し、その解決に向け、積極的に考え行動していく必要があります。

また、誰一人取り残すことなく皆が尊重され、安心して生活できる社会を築くことは世界的な課題です。こうした社会を実現し、かつ、持続可能なものとしていくことができる担い手の育成が求められています。生涯にわたって学び続け、自らの学びを誰かのため、社会のために活かし、役立てていくことは、新たな喜びを生み、豊かな人生へとつながっていきます。

さらに、社会情勢や社会構造が大きく変化している中、様々な課題に柔軟かつ適切に対応し、自立していくためには、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのか、子どもが自ら考えられるようにしていく必要があります。子ども自身が、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等について考えるとともに、目標を立てて計画的に粘り強く物事に取り組むことで、新たな価値を創造する力を身に付けることができます。

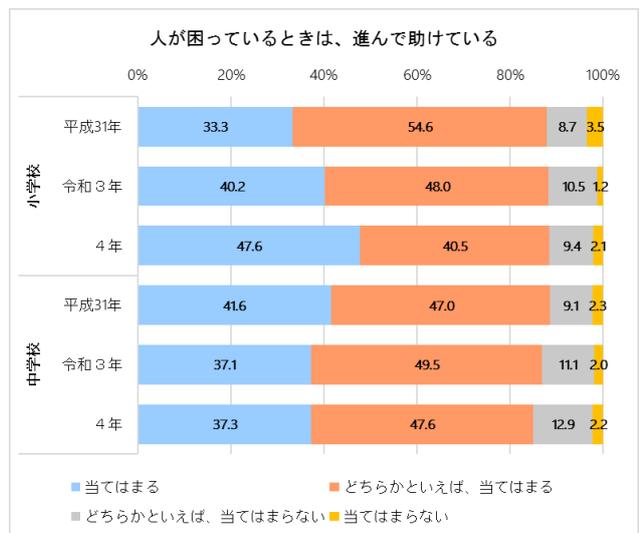
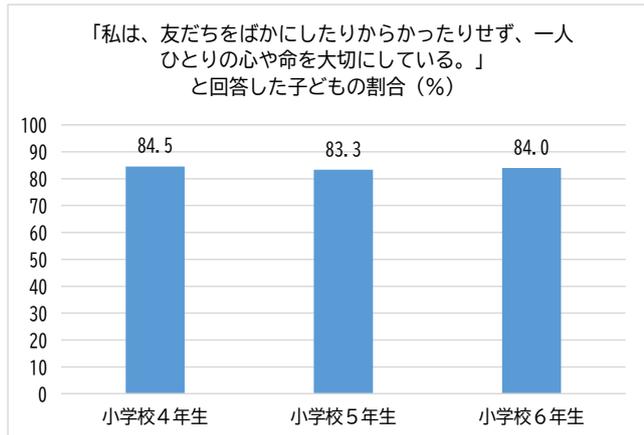
第4章 基本的方向性

地域全体で子どもを見守っていき、前章のめざす子どもの姿を実現できるよう、次の基本的方向性に従った施策を実施していきます。

1 豊かな心を育て、多様性を認め合う人を育む教育の推進

近年、ダイバーシティ&インクルージョンの考え方や、SDGs(持続可能な開発目標)の理念が国際的に広まりつつある中で、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、全ての子どもが地域・社会の一員として積極的に参加・貢献していくことができる共生社会を実現してくため、他者を思いやり、多様性を尊重する心を育むため、インクルーシブ教育を推進していく必要があります。

そのため、あらゆる偏見や差別、いじめをなくし、生命を大切にする心や自分も他人も大切にする心、違いを認め合い、多様性を尊重する心等を育みます。



【施策展開の方向性】

- ◆人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす。
- ◆生命を大切にする心や他人を思いやる心を育成する。
- ◆いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図る。
- ◆様々な困難・ストレスへの対処方法やSOSの出し方などを身に付ける。
- ◆年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、全ての子どもが互いの違いや個性を認め合う。

多様性を尊重する人権教育・道徳教育

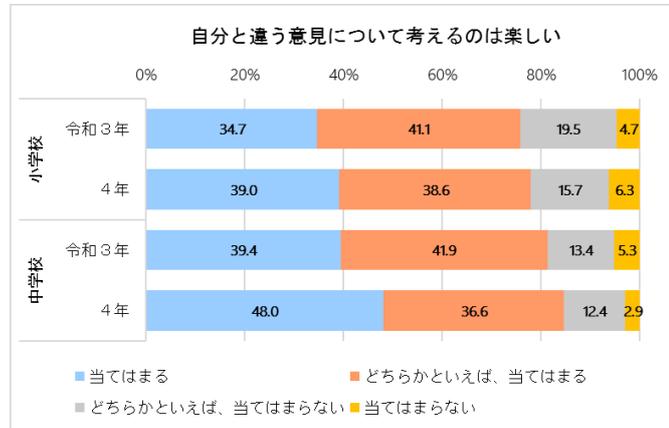
多様性を尊重する心を育み、共生社会の担い手となる人材を育成するためには、人権感覚を身に付け、道徳性を伸長することが重要です。

千代田区では、人権教育の一層の充実を図るために東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム」を活用して、幼児・

児童・生徒がその発達段階に応じた各学校・園の人権教育計画をもとに、様々な人権課題について学びます。自らの権利と義務、自由と責任についての認識を深め、他者の人権を尊重し、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことができる子どもを育てていくための教育活動を進めています。

また、道徳教育では、特定の価値観を押し付けるのではなく、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童・生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」を進めています。

さらに、こうした実践が充実したものとなるよう、道徳教育に関する専門家である「心の教育コーディネーター」を派遣し、教職員研修の充実や道徳教育地区公開講座への活用を進めることで、学校、家庭、地域が連携した取組となるよう、推進しています。

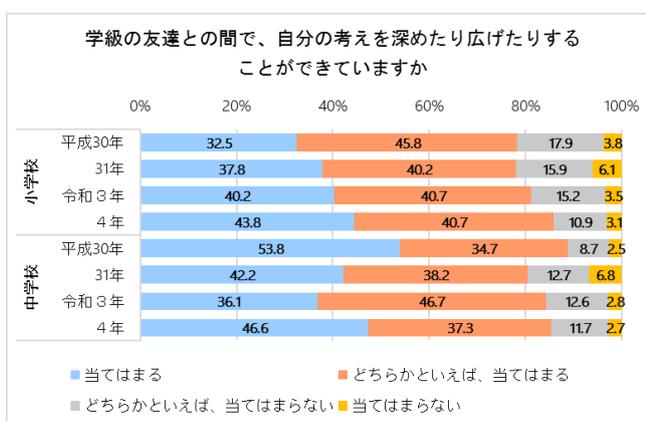
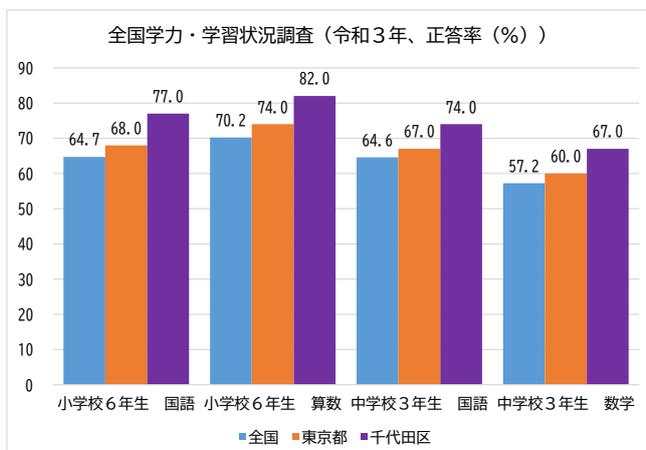


2 全ての子どもに確かな学びを育む教育の推進

教育を行うに当たっては、全ての子どもが学習内容を理解し、授業に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごせることが重要です。そのためには、一人ひとりの学習における課題を把握するとともに、個々に応じた指導を行っていく必要があります。「令和の日本型学校教育」を踏まえ、確かな学力の定着に向けて、「主体的・対話的で深い学び」を実現していく必要があります。

また、学習指導要領の改訂を踏まえ、変化の激しい時代を生き抜く子どもたちのため、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力や、社会に出てからも生かせる知識や技能を身に付ける教育に取り組んでいく必要があります。

そのため、きめ細かい指導を行い、生きて働く知識・技能を育むとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育む教育を推進していきます。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業・保育改善を実施していきます。



【施策展開の方向性】

- ◆確かな学力の定着・向上に向けた個別最適な学びと協働的な学びを実施する。
- ◆主体的、対話的で深い学びの実現に向けて授業・保育改善を図る。
- ◆全ての就学前施設において、生活や学びを育む教育・保育を実践する。
- ◆生涯にわたって必要とされる生きる力を育成するため、0-18 歳までの子どもの発達と学びの連続性を踏まえ、系統的な教育・保育を実践する。

平成 29 年度に告示された幼稚園教育要領、小学校・中学校・高等学校や特別支援学校の学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進が謳われています。そのためには、各教科等の指導を通して、基礎的・基本的な知識や技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力などを育み、主体的に学習に取り組む態度を養い、多様な人々との協働を促す教育の充実を図る必要があります。こうした確かな学びを育む教育活動を推進するためには教員の資質・能力の向上が欠かせません。



千代田区では学校・園の学びをより充実したものとするべく、経験や職層等に応じた、資質・能力向上のための様々な教員研修を実施しています。これらの研修の中で確かな学力の形成や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の視点をもって、専門家による講義や演習、教員間でのグループ協議、研究などを進めています。



また、区内の全学校・園でそれぞれの子どもの実態や課題に応じた研究主題を設定し、校内研究を推進する中で授業・保育の改善を進めています。そのなかで、毎年いくつかの学校・園は、千代田区教育委員会研究協力校の指定を受け、教育・保育改善を進めてきた研究の成果を、区内の各学校・園に発表しています。

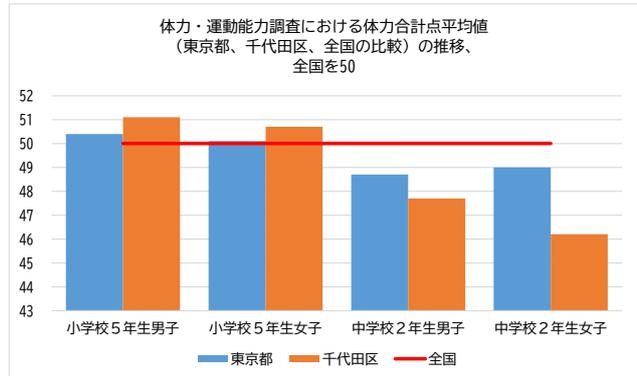
3 健康で安全に生活する力を育む教育の推進

第3期教育振興基本計画を踏まえ、人生100年時代を豊かに生きていくため、生涯を通じてたくましく生きるための体力向上に取り組む必要があります。

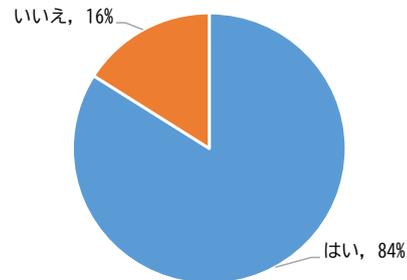
また、近年の自然災害の発生状況や交通事故、犯罪等の情勢は年々変化していることから、健康で安全に生活できるよう、安全教育やSNSの利用ルール、食育など健全育成に取り組んでいく必要があります。

そのため、生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力の向上、心と体の健やかな成長のための健康教育・食育を実施していきます。

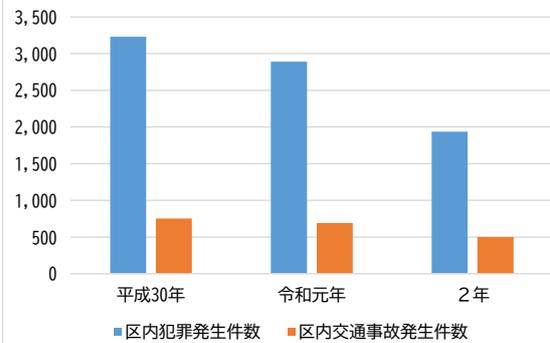
さらに、子どもが様々な事件・事故や自然災害等から自らの生命を守るために必要な知識や技能を身に付けられるよう、安全・防災教育を推進していきます。



学校から配布されたタブレット活用のルール等をもとに、家庭でのルールについてお子さまと確認したり話し合ったりしていますか。



区内犯罪発生件数及び交通事故発生件数の推移



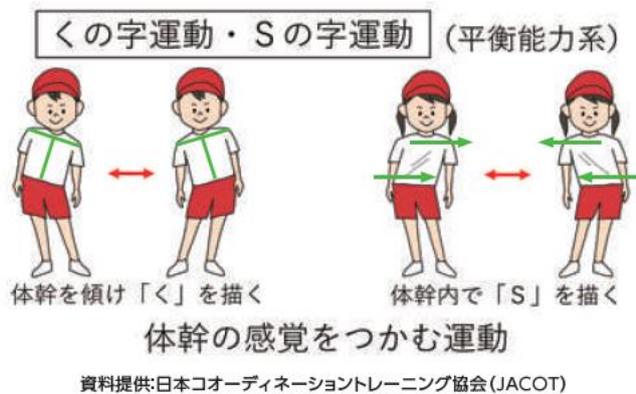
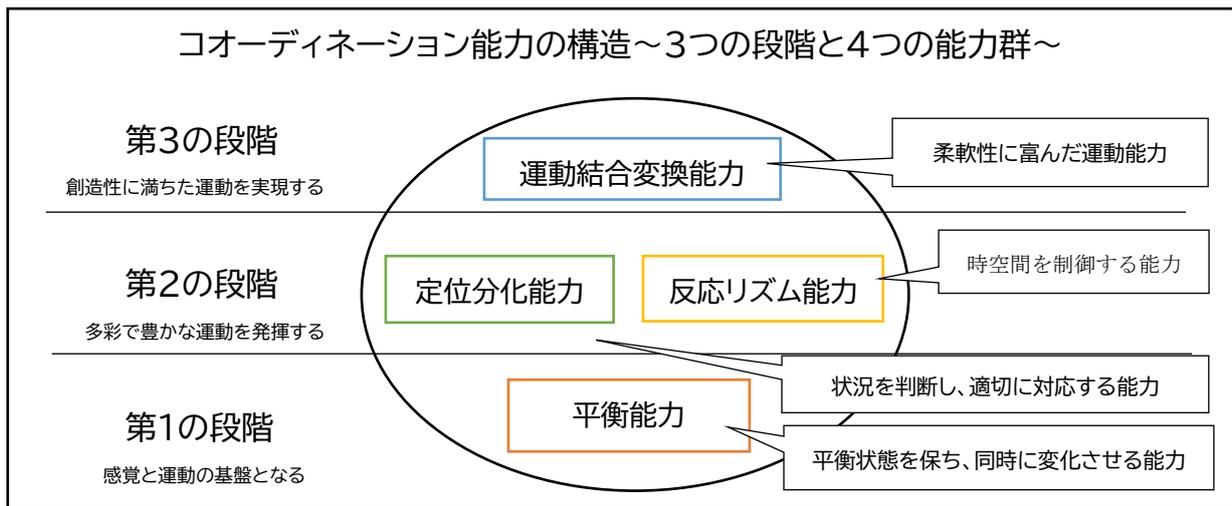
【施策展開の方向性】

- ◆生涯にわたって、自立してたくましく生きるために必要な体力を育む。
- ◆心身ともに健康で、充実した生活を送るための力を育む。
- ◆危険を予測し回避する力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育む。
- ◆学校と地域等が連携し、継続的・安定的な運動機会の創出に向けた仕組みを構築していく。

運動に親しむ元気な子どもを育成するため、多様な運動への意欲向上と取組の継続を図っていくことが重要です。

そのため、千代田区では、脳・神経・筋肉等の調和的発達を促進し、子どもの体力向上を図ることが期待できる「コーディネーショントレーニング」を区立全学校・園において、体育授業の準備運動や体づくり運動、補助運動への導入や、全校朝会、休み時間、運動会、放課後、運動部活動等の様々な機会に取り入れています。

このトレーニングを通じて、けがをしない体づくりや意欲・体力・集中力の向上を図っていきます。

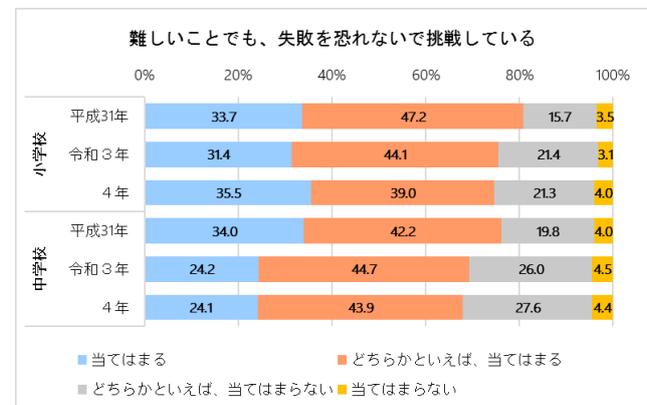
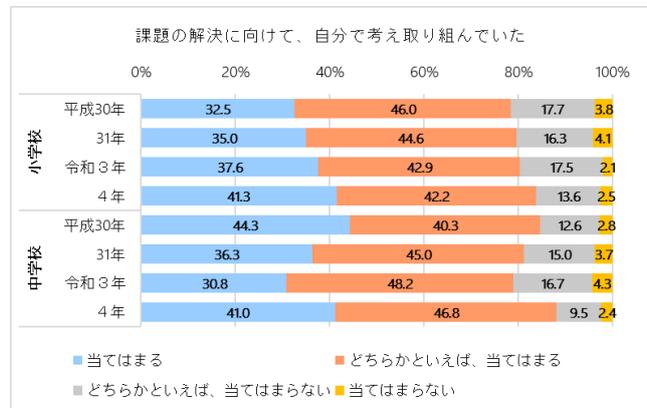
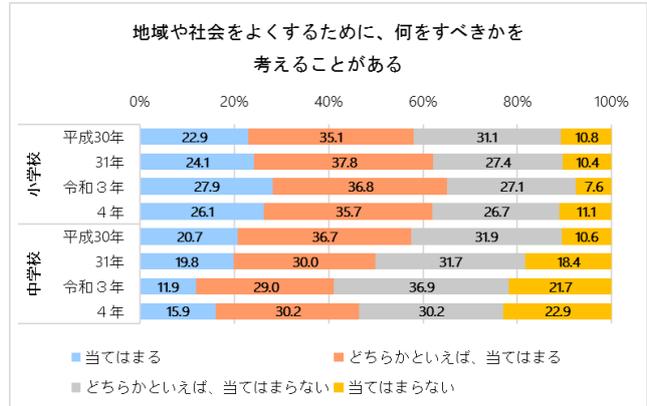


4 予測困難な未来を切り拓くことのできる人材の育成

Society5.0 の到来などにより高度に情報化した社会で活躍できるよう、1人1台端末を活用して「ちよだスマートスクール」構想に基づく情報教育やICT教育を推進していく必要があります。

また、学習指導要領の改訂を踏まえ、変化の激しい時代を生き抜く子どものため、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力や、社会に出てからも生かせる知識や技能を身に付ける教育に取り組んでいく必要があります。

そのため、理想の実現に向けて可能性に挑戦し、自分の未来を切り拓くことができ、Society5.0 の到来などにより高度に情報化した社会で活躍し、社会の持続可能な発展を牽引するキャリア教育を推進します。



【施策展開の方向性】

- ◆自分の未来を切り拓き、社会的に自立できる力を育む。
- ◆「ちよだスマートスクール」を推進し、高度に情報化した社会で活躍できる力を育む。
- ◆持続可能な社会を築くため、社会の課題を自らの課題として捉え、解決しようとする力を育む。
- ◆自己の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見や社会的な価値の創造に結び付ける力を育む。

ちよだスマートスクール

千代田区では、令和2年度(2020年度)から一人一台端末の環境整備を行い、「つながる 創り出す 切り拓く ~Connect Create Pioneer~」を合言葉に、一人一台からの学びを創る千代田 ICT 授業指針を作成し、「ちよだスマートスクール」を進めています。

学び方・教え方・働き方を改革するために17の目標を掲げ、子どもたちに寄与する充実したICT教育の実現を推進しています。

また、ICTを活用した教育を推進してきたことが評価され、学校情報化認定※1において、区立全11校が「学校情報化優良校※2」に、千代田区教育委員会が「学校情報化先進地域※3」として認定されました。

今後も引き続き、ICTを活用した教育、「ちよだスマートスクール」の充実を図っていきます。

ちよだスマートスクール

学び方・教え方・働き方 を変えるための17の目標



- ※1 「情報化の推進体制」を整え、「教科指導におけるICT活用」「校務の情報化」等に積極的に取り組んでいる学校・自治体を称え、日本教育工学協会（後援：文部科学省）が認定
- ※2 教育の情報化に総合的に取り組み、情報化によって教育の質の向上を実現している学校を、チェックリストや指定された資料等のエビデンスを基に審査・認定
- ※3 自治体において「学校情報化優良校」として認定された学校の割合が80%以上に達した地域を、書類審査及び面談調査により審査・認定

5 グローバルに活躍する人材の育成

東京 2020 大会のレガシーとして、多文化を尊重し、豊かな国際感覚を育成していく必要があります。

第3期教育振興基本計画を踏まえ、人生 100 年時代を豊かに生きていくため、文化・芸術への理解を深めていく必要があります。

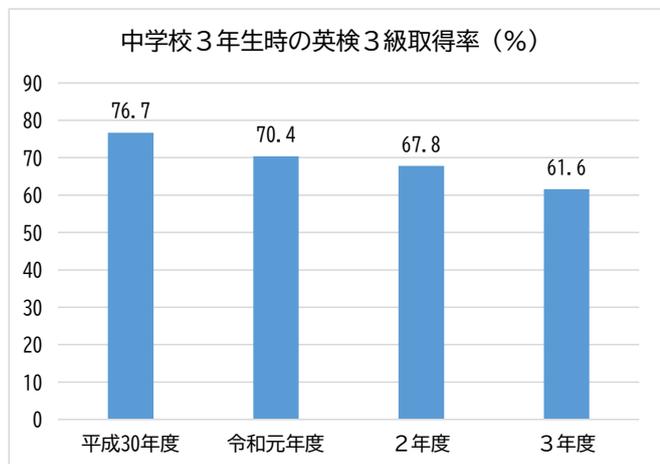
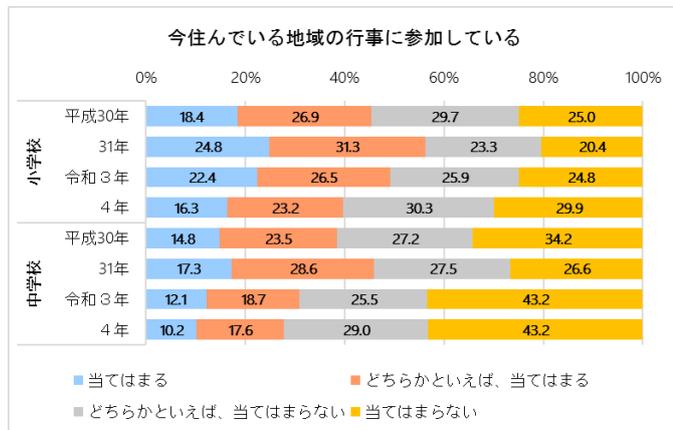
グローバル化が進展する中、世界各国の人々と交流し、コミュニケーションを図る機会が増加していくことから、他国の人々や文化を理解し尊重するとともに、自国の歴史や伝統文化への理解を深め、日本や自分たちが住む地域に愛着や誇りをもち、新しい文化を創造する教育を推進していく必要があります。

そのため、日本や自分たちが住む地域の歴史や伝統文化への理解を深め、愛着や誇りをもち、それを積極的に発信していく力を育成するとともに、新しい文化を創造する教育を推進していきます。

また、生きた英語を身に付け、コミュニケーション能力を伸ばすとともに、文化の多様性を尊重し、豊かな国際感覚を醸成する教育を推進します。

【施策展開の方向性】

- ◆日本や自分たちが住む地域の歴史や伝統文化への理解を深める。
- ◆文化の多様性を尊重し、社会の発展に寄与する豊かな国際感覚を育成する。
- ◆生きた英語を身に付け、様々な人々とコミュニケーションを図る能力を伸ばす。
- ◆海外との様々な交流機会を設け、様々な国の文化に触れ、日本や自分たちが住む地域の文化を紹介できる体験活動等を展開する。



コラム

国際教育【TOKYO GLOBAL GATEWAY】

千代田区では、国際的視野を広め、豊かな人間性を育成しするため、中学校2年生を対象に、英国・ロンドン・ウェストミンスター市立学校の生徒受け入れ、区立中学生の派遣を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が困難な状況が続いています。



そのため、体験型英語学習施設である「TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG)」における海外での生活や日常の場面の疑似体験を通じて、国際理解教育を実施しています。



この体験を通じて、英語力の向上はもちろんのこと、広い視野をもち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく態度などを育成していきます。

また、その場で味わえる楽しさや受ける刺激だけでなく、英語で「伝わる」感動、「わかる」感動、「協働する」感動などを経験することで、日常の英語学習の動機づけになることを期待しています。

コラム

大使館との交流

国際教育の推進に向け、各国の大使館等が区内に多く立地しているという特色を生かし、千代田区立学校の中には、大使館との交流活動を積極的に進めている学校もあります。

様々な国との文化交流や体験活動等を通して、国際社会を生きる人材として必要な能力の育成につなげていきます。



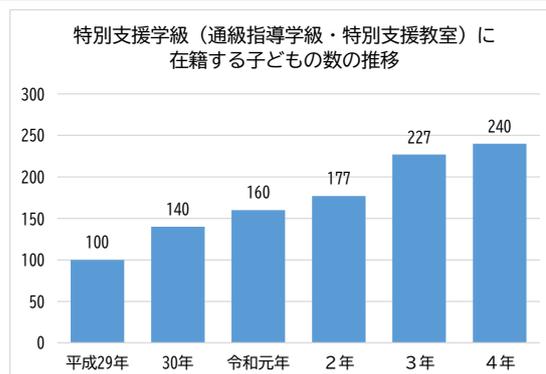
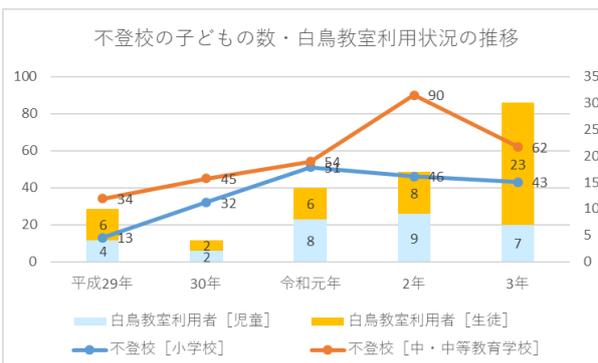
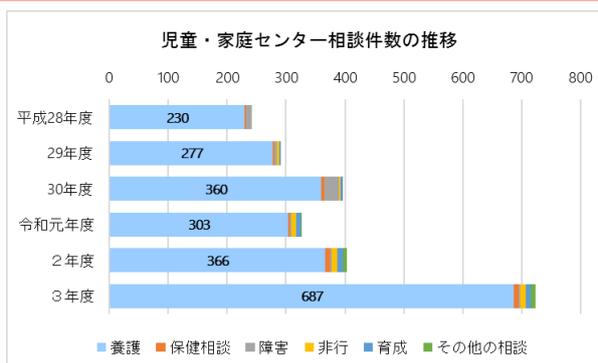
6 子どもの多様なニーズに応じた教育環境・相談体制の整備

子育て世帯の増加に伴う支援ニーズの変化や、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が子どもの日常生活や子育てに与える影響を踏まえ、子どもや家庭が安心して相談できる体制を整えていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の流行等により、不登校や心のケアが必要な子どもの数が増加しており、子どもの多様なニーズに応じて支援していく必要があります。

また、特別支援学級に在籍する子どもや、日本語指導を必要とする外国籍の子どもが増加していることから、関係機関等との協力・連携を深めながら、多様な学びのニーズに対応していく必要があります。

そのため、個性や能力に応じた教育、多様なニーズへの対応や特別な支援が必要な子どもへの教育・保育環境の整備、子育て家庭の不安・悩みなどへの対応や支援を実施していきます。また、児童虐待の予防と早期発見に努めるとともに、不登校の子どもへの支援など、子どもと家庭が安心できる相談体制を実現します。



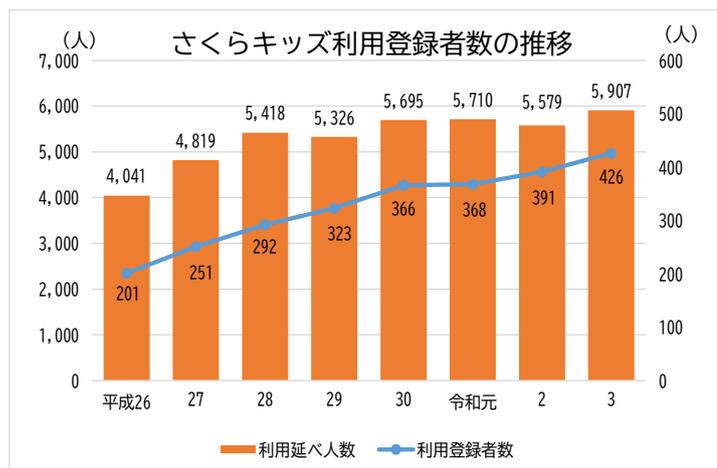
【施策展開の方向性】

- ◆家庭と学校・園、地域等が一体となり、子どもを見守り、育てる。
- ◆障害の有無や国籍等に関わらず、全ての子どもの能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた教育・保育を実践する。
- ◆様々な悩みを抱える子どもの相談窓口等を整備し、問題の深刻化を未然に防止する相談体制を実現する。
- ◆子育て家庭の相談窓口や支援制度を充実させ、様々な相談への対応や子育て・教育支援を実施する。

「身体を動かすのが苦手」「お友達とうまく遊べない」「ことばを話し始めるのが遅い」など、子どもの発達に関して気がかりなことや心配なことに専門職員が相談に応じる身近な子育て支援施設、子ども発達支援センター「さくらキッズ」を設置しています。千代田区内にお住いの小学校1年生までの子どもとその保護者が対象です。

また、心理士や作業療法士等による子どもの発達の状況に合わせた「言語」「運動」「作業」「心理」の個別指導や集団指導のプログラムを行い、健やかな成長と発達を支援しています。

あわせて、保護者に対して子どもの発達に関するアドバイスを行うほか、保護者同士の交流や情報交換の場づくりや、子育てに関する身近な相談相手として、障害や発達に課題のある子どもの子育て経験がある「ペアレントメンター」を活用した個別相談や懇談会等も実施しています。





千代田区では、障害や発達面に気がかりや心配のある子どもとその保護者を対象に、妊娠期から18歳までの福祉や教育等の支援やサービスに関する一貫したプランニングを行うことにより、子ども一人ひとりの発達に応じたサービスの提供や充実を図り、切れ目のない支援を実施するため、障害児ケアプラン事業（はばたきプラン）を行っています。

また、地域で安心した暮らしを送ることができるよう、関係機関との情報共有や連携を図っています。

保護者との面談を通して、専門相談員が子どもの出生、就園、就学などのライフステージに応じた最適なサービスや支援メニューを案内し、子どもの成長や発達に合わせた「はばたきプラン」を作成するとともに、学校や関係機関等との情報提供や共有を行っています。



あわせて、はばたきプランを作成する中で確認した支援等の情報をまとめた「子育てカルテ」を作成するとともに、障害児通所支援サービスを利用する子どもについては、申請に必要な「障害児支援利用計画」の作成を行っています。

【事業実績】

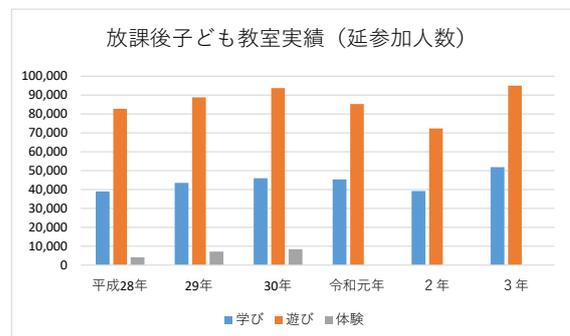
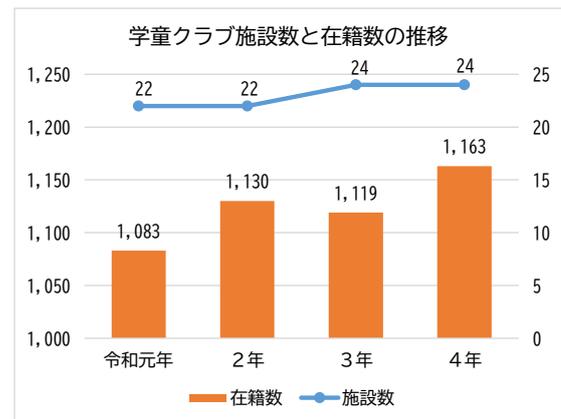
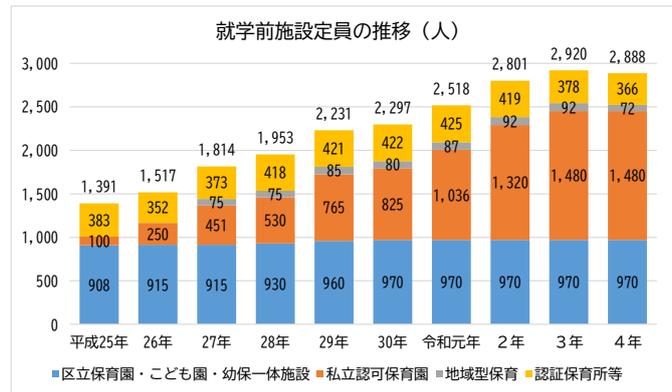
		令和3年度	令和2年度	令和元年度
利用申請者数		127人	97人	69人
内訳	新規申込者数	30人	35人	69人
	継続・更新者数	84人	53人	－
	中止・終了者数	13人	9人	－
利用延べ人数（面談含む）		584人	560人	485人
障害児相談支援利用者数		22人	15人	－

7 質の高い子育て・教育を支える環境の整備

子どもの人口増加や子育て世帯の増加に伴い、保護者の多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備や、子どもが安全で安心して学び、遊べる環境を整備していく必要があります。家庭と学校・園、地域等が一体となって子どもを育むための仕組みづくりが必要です。引き続き、魅力ある学校・園づくりに向けた特色ある教育・保育活動に努めていきます。

そのため、魅力ある学校・園づくりに向け、特色ある教育・保育活動を推進していきます。家庭と学校・園、地域が一体となって共に子どもを育むための学校・園運営への参画の仕組みづくりを進めていきます。さらに、保護者の多様なライフスタイルに応じた子育て支援体制や、安全で安心して学び、遊べる環境の整備、放課後の居場所づくりを進めます。

また、子どもが宿泊行事を通じて、普段の生活では触れることのできない自然体験や様々な教育活動が可能となるよう、環境の整備を推進していきます。



【施策展開の方向性】

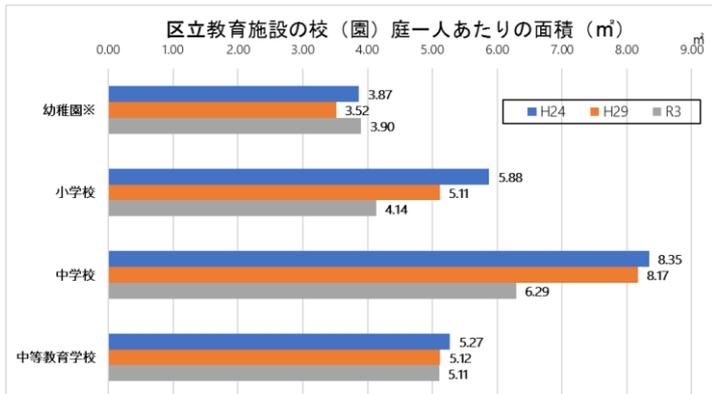
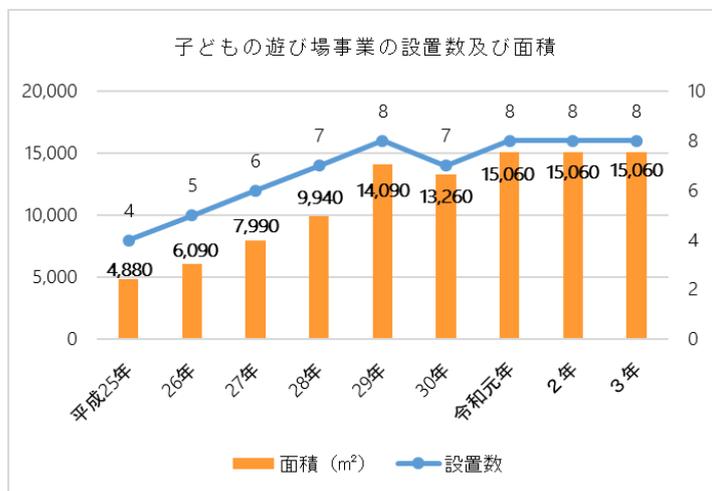
- ◆質の高い教育・保育を支えるための環境を整備する。
- ◆教育・保育に携わる者が、心身ともに充実して子どもと向き合う時間を創出し、より質の高い教育・保育を進めるための働き方改革を推進する。
- ◆子どもに放課後の安全で安心な遊び場や居場所を提供する。
- ◆家庭と学校・園、地域等が連携・協働する取組を実施する。
- ◆預かり保育の拡充等、ライフスタイルに応じた更なる子育てサービスを提供する。
- ◆施設での一時(いっとき)預かりや訪問型のサービス等、子育て家庭の多様なニーズやライフスタイルに対応したサービス等を提供する。
- ◆軽井沢少年自然の家を子どもにとって有意義な施設となるよう整備する。

千代田区では、子どもの健全な育成を図っていくため、公園や区の施設を活用して、「子どもの遊び場」事業を実施しています。大学生のお兄さん・お姉さんが、プレーリーダーとして子どもたちといっしょに遊びながら、しっかりと子どもたちの見守りもおこないます。遊び道具の貸し出しも行っています。子どもの遊び場事業は、現在区内8か所で実施しています。

また、外遊びは室内とは異なり、子どもが解放感を味わいながら思い切り活動することができるとともに、自然環境に触れたり、思いがけない出来事と出会ったりすることも多く、様々な活動を展開することで、心身の健全な発達、豊かな人間性の形成、主体性や社会性を育むことにもつながります。特に近年、情報化社会の進展や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、屋外での活動が減少しています。

千代田区には、国民公園や都市公園なども多く存在しており、子どもの遊び場も含め、子どもが安心して外遊びができる環境を充実させていくよう取り組んでいきます。

場 所
外濠公園総合グラウンド内芝生広場(五番町先)
和泉公園(神田和泉町1)
小川広場フットサルコート(神田小川町3-6)
旧今川中学校(鍛冶町2-4-2)
芳林公園(外神田3-5-18)
旧永田町小学校(永田町2-19-1)
ふじみこどもひろば(富士見2-14-3)
くだんしたこどもひろば(九段南1-3-5)



千代田区では、区立の就学前施設として、幼稚園、保育園、こども園を設置しています。

このうち『こども園』は、子どもと保護者の視点に立ち、保護者の就労状況によって子どもの就園先を区別する制度・仕組みではなく、教育・保育を必要とする全ての子どもが、等しく良質な幼児教育・保育を受け



られるよう、平成14年（2002年）4月から国に先駆けて、幼稚園と保育園を一元化した千代田区独自の施設として創設しました。保護者の多様なニーズに応えられるよう、様々な保育時間を用意し、保護者が自由に選択できます。現在、「いずみこども園」と「ふじみこども園」の2園を設置しています。

また、区立幼稚園のうち、「千代田幼稚園」と「昌平幼稚園」は、長時間保育を実施するとともに、幼稚園では対象とならない0～2歳児の認定外保育施設を併設し、保護者の就労形態に関わらず、子どもの発達段階に応じた保育と教育を一体的に行う幼保一体型施設として創設しています。



公表時(令和4年10月13日)まで
時 限 秘

教 育 委 員 会 資 料
令 和 4 年 9 月 2 7 日
指 導 課

令和5年度使用 特別支援学級教科用図書採択の一部変更採択

- 令和5年度使用特別支援学級教科用図書の一部変更選定結果(小学校)
- 令和5年度使用特別支援学級教科用図書選定結果一覧

- 「令和5年度使用特別支援学級教科用図書選定について(申請)」(4千富小発第39号)(写)
- 「令和5年度使用特別支援学級教科用図書選定について(申請)」(4千千小発第63号)(写)
.....【資料1】
- 選定理由書
.....【資料2】
- 千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針【資料3】
- 特別支援学級(固定)在籍状況【資料4】

令和5年度使用特別支援学級教科用図書の一部変更選定結果（小学校）

議案第21号「令和5年度使用特別支援学級用教科用図書採択」のうち、一部教科用図書がすでに絶版となっており、供給不可との事実が判明した。よって、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条2項により、供給不可とされる教科用図書について、採択の一部変更を行うため、「千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択に関わる基本方針」に従い、小学校特別支援学級設置校長より申請を受けた。

選定結果は以下のとおりである。児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書または通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
図工	さ・え・ら書房	たのしい工作教室木のぞうけい教室

令和5年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧（小学校）

選定結果は以下のとおりである。児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書または通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国語	リーブル	あっちゃんあがつくたべものあいうえお
国語	文部科学省著作教科書	こくご☆☆☆
国語	同成社	ゆっくり学ぶこのための「こくご」③
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「国語」④
国語	学研プラス	レインボーことば絵じてん
国語	日本教育研究出版	ひとりだちするための国語
国語	リーブル	しりとりしましょ！たべものあいうえお
国語	ポプラ社	どうぶついろいろかくれんぼ
国語	文部科学省	こくご☆
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門1
書写	PHP 研究所	高嶋式 子どもの字がうまくなる 練習ノート
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク①基本漢字あそび
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク②あわせ漢字あそび
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク④漢字の音あそび
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク⑤形声文字あそび
書写	学研プラス	小学全漢字おぼえるカード
書写	ブロンズ新社	らくがき絵本あ・い・う・え・お
書写	くもん出版	くもん式のひらがなカード
算数	むぎ書房	わかるさんすう1
算数	太郎次郎社	スーパータイトルのさんすう1 らくらく算数ブック1
算数	太郎次郎社	スーパータイトルのさんすう2 らくらく算数ブック2
算数	太郎次郎社	スーパータイトルのさんすう3 らくらく算数ブック3
算数	学研プラス	さわって学べる算数図鑑
算数	日本教育研究出版	ひとりだちするための算数
算数	絵本館	五味太郎の絵本⑨ いろ

算 数	絵本館	五味太郎の絵本⑩ かたち
算 数	福音館書店	おおきい ちいさい
算 数	こぐま社	おんなじ おんなじ
算 数	ポプラ社	絵本・いつでもいっしょ 2 どうぶつなんびき？
算 数	偕成社	文字と数の本 1・2・3 どうぶつえんへ
生 活	ひかりのくに	202シリーズ たべもの202
生 活	講談社	親子で楽しんで驚くほど身につく！ こども せいかつ百科
生 活	ひかりのくに	こどものずかん Mio11 やさい・くだもの
生 活	ナツメ社	子どもの生きる力を育てる せいかつの絵じてん
生 活	ひかりのくに	マナーやルールがどんどんわかる！ 新装改訂版 みちかなマーク
生 活	平凡社	新版 はじめまして にほんちず
生 活	講談社	米村でんじろうの DVD でわかるおもしろい実験！！
生 活	ひかりのくに	こどものずかん Mio12 きせつとしぜん
生 活	開隆堂出版	職業・家庭たのしい職業科 わたしの夢につながる
生 活	平凡社	新版 はじめまして せかいちず
生 活	草思社	みんなのためのルールブック あたりまえだけど、とても大切なこと
生 活	偕成社	子どものマナー図鑑⑤ 12か月・行事のマナー
音 楽	こぐま社	いっぱいうたって！たのしいうたの絵本
音 楽	成美堂出版	DVD でひける！はじめてのピアノ絵本②たのしい ピアノのうた
音 楽	汐文社	和楽器にチャレンジ1 和太鼓を打ってみよう
音 楽	くもん出版	CD付 楽器カード
音 楽	ドレミ楽譜	保育名歌 こどものうた100選
音 楽	偕成社	10人+1人の絵本作家オリジナルソング集 うたのパレット
図 工	岩崎書店	あそびの絵本7 クレヨンあそび
図 工	岩崎書店	あそびの絵本17 えのぐのあそび
図 工	さ・え・ら書房	たのしいこうさくきょうしつ1

図 工	さ・え・ら書房	小学校のたのしい工作教室 2
図 工	さ・え・ら書房	たのしい工作教室木のぞうけい教室
図 工	福音館書店	Do! 図鑑シリーズ 工作図鑑
図 工	国土社	たのしい図画工作 9 うごくおもちゃ
保 健	童心社	かこさとし からだの本 2 たべもののたび
保 健	ひかりのくに	こどものずかん Mio⑨ ひとのからだ
保 健	偕成社	子どもの健康を考える絵本④ からだがすきなたべものなあに？
保 健	合同出版	[改訂新版] イラスト版 からだのつかい方・と とのえ方 子どもとマスターする45の操体法
保 健	偕成社	子供の生活 (6) じょうぶなからだになれるよ!
保 健	三省堂	こども からだのしくみ絵じてん 小型版
道 徳	学校図書	当該学年の検定教科書

道徳は通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

令和5年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧（中学校）

選定結果は以下のとおりである。児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書または通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

種 目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国 語	東京書籍	文部科学省著作教科書 国語☆☆☆☆☆
国 語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編②改訂版(ひらがなの読み書き)
国 語	日本教育研究出版	ひとりだちするための国語
書 写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク③ 部首あそび
書 写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク① 基本漢字あそび
書 写	成美堂出版	書き込み式ボールペン字実用練習帳
社 会	学研プラス	読んで見て楽しむ 日本地図帳 増補改訂版
社 会	弘文堂	こども六法
社 会	日本教育研究出版	ひとりだちするための社会

数 学	教育出版図書	文部科学省著作教科書 数学 ☆☆☆☆☆
数 学	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」① (量概念の基礎、比較、なかま集め)
数 学	学研プラス	さわって学べる算数図鑑
理 科	小学館	小学館の図鑑 NEO+ふらす くらべる図鑑 新版
理 科	小学館	小学館の子ども図鑑 プレNEO 楽しく遊ぶ学ぶ ふしぎの図鑑
理 科	東洋館出版社	くらしに役立つ理科
音 楽	教育芸術社	6訂版歌はともだち
音 楽	アリス館	シリーズ音楽はともだち2 日本の音 日本の音楽
音 楽	東京書籍	文部科学省著作教科書 音楽 ☆☆☆☆☆
美 術	東京書店	やさしくおれるたのしいおりがみ
美 術	日本文芸社	かんたん、ふしぎ。切り紙ブック
美 術	メイツ出版	楽しみながら才能を伸ばす！小学生の絵画とっておき レッスン 改訂版
保健体育	国土社	保健室で見る本① からだをまもろう、動かそう
保健体育	合同出版	イラスト版からだのしくみとケア 子どもとマスターする 58のからだの知識
保健体育	東洋館出版社	くらしに役立つ保健体育
職業・家庭	文化出版局	はじめてのキッチン 小学生からおとなまで。
職業・家庭	東洋館出版社	くらしに役立つ家庭
職業・家庭	日本教育研究出版	ひとりだちするための進路学習 あしたへのステップ
英 語	くもん出版	CD付き英語カード あいさつと話しことば編
英 語	創英社	New ABC of ENGLISH 会話編 (新装改訂新版)
英 語	成美堂出版	CD付き楽しく歌える英語のうた
道 徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと ⑩ 友だち関係 ～考え方のちがい～
道 徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと (2) 友だち関係 (自分と仲良く)
道 徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと (6) 友だち 関係 (気持の伝え方)



4千富小発第39号
令和4年9月15日

千代田区教育委員会
教育長 堀米 孝尚 殿

千代田区立富士見小学校
校長 小牧 来太
(公印省略)

令和5年度使用特別支援学級教科用図書の選定(変更)について(申請)

このことについて、供給不可の教科用図書があり、新たに教科用図書の選定が必要なため、本校において慎重に調査研究を進め、下記の通りまとめましたので、ここに申請します。

記

- 1 特別支援学級選定教科書及び選定理由一覧表 (別紙1)

担当
千代田区立富士見小学校
副校長 齋藤 寿子
連絡先 03(3263)1006



千千小第 63 号

令和 4 年 9 月 20 日

千代田区教育委員会

教育長 堀米 孝尚 殿

千代田区立千代田小学校

校長 渡邊 光一

(公印省略)

令和 5 年度使用特別支援学級教科用図書の選定 (変更) について (申請)

このことについて、供給不可の教科用図書があり、新たに教科用図書の選定が必要なため、本校において慎重に調査研究を進め、下記の通りにまとめましたので、ここに申請します。

記

- 1 特別支援学級選定教科書及び選定理由一覧表 (別紙 1)

担当

千代田区立千代田小学校

特別支援学級 3 組担任 西川 宗作

吉田 優香

連絡先 03 - 3256 - 6768



千代田区教育委員会 殿

特別支援学級選定教科書及び選定理由一覧表 (富士見小学校)

供給不可の教科書に対し、児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書を受給する。

種 目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名	選定理由 (児童の障害の種類・程度・能力・特性にふさわしい内容であることの理由)
図 工	さ・え・ら書房	たのしい工作教室木のぞうけい教室	木の枝やブロックで作られた作品と、それらの作り方が簡潔に説明してあるため。主な材料についての説明がまとめてあり、児童の実態に合っている本であるため。

供給不可の一般図書

種 目	発行者	一般図書名
図 工	さ・え・ら書房	小学校のたのしい工作教室 2



千代田区教育委員会 殿

特別支援学級選定教科書及び選定理由一覧表 (千代田小学校)

供給不可の教科書に対し、児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書から受給する。

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名	選定理由 (児童の障害の種類・程度・能力・特性にふさわしい内容であること理由)
図工	さ・え・ら書房	たのしい工作教室 木のぞうけい教室	木の枝やブロックで作られた作品と、それらの作り方が簡潔に説明してあるため。主な材料についての説明がまとめてあり、児童の実態に合っている本であるため。

供給不可の一般図書

種目	発行者	一般図書名
図工	さ・え・ら書房	小学校のたのしい工作教室 2

千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択に関わる基本方針

1 採択の方法

千代田区立学校に設置されている特別支援学級において使用する教科用図書は、「千代田区立小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱」第7条に基づき、区立学校の通常の学級において使用する教科用図書を使用するものとし、また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請によるものとする。

2 採択の期間

特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達状況が多様であることから、領域・教科を合わせた指導を教育課程に取り入れるなどして、児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を行っている。このため、単年度ごとに児童・生徒の発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように採択期間は1年間とする。

3 採択の原則

特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力・特性から判断し、教科により当該学年の検定教科書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合、これに替わる適切な一般図書を使用することができる。（学校教育法附則第9条）

- (1) 検定済教科書（通常の学級で使用するものと同一のもの）の当該学年用を使用する。
- (2) 教科により当該学年の使用が適当でない場合は、検定済教科書の下学年用を使用する。（中学校で小学校用検定済教科書を使用することも可能）
- (3) 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）を使用する。
- (4) 学校教育法附則第9条図書を使用する。ただし、東京都教育委員会が作成した特別支援教育教科書調査研究資料に掲載される一般図書以外を使用する場合には、独自に十分な調査を行い、実態に即した適切な図書であること。

4 一般図書を採択する場合の留意事項

- (1) 児童・生徒の障害の種類・程度、特性及び心身の発達の段階等に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつものが適切であり、特定の題材もしくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でない。
- (3) 上学年で使用することとなる図書や採択する他教科の図書との関連性を考慮すること。
- (4) 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- (5) 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

5 教科用図書の選定及び採択について

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、特別支援学級設置校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とする。
- (2) 委員長は、その権限と責任において、学習指導要領の各教科の目標及び児童・生徒の実情等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「特別支援教育用教科書調査研究資料（一般図書）」等を活用し、教科書の調査研究を行い、最も適切な教科書を選定する。
- (3) 委員長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会教育長に申請する。
- (4) 教育委員会は、提出された報告書を精査し、在籍する児童・生徒の実情等に十分配慮し、自らの権限と責任において、適正かつ校正に採択を行う。

特別支援学級（固定）在籍状況

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
富士見小学校	2	0	1	1	0	0	4
千代田小学校	6	4	3	7	5	2	27
麴町中学校	3	2	4				9

(令和4年5月現在)

令和4年 第3回定例会日程(案)

月 日	午 前	午 後
9月 6日 (火)	(告示日)	1:30 議運
9月 7日 (水)		
9月 8日 (木)		
9月 9日 (金)		
9月 10日 (土)		
9月 11日 (日)		
9月 12日 (月)		1:30 議運 2:00 環境まち
9月 13日 (火)	(招集日) 11:30 議運	1:00 本会議
9月 14日 (水)		1:30 議運
9月 15日 (木)		
9月 16日 (金)		議長会・競馬議会・清掃全協
9月 17日 (土)		
9月 18日 (日)		
9月 19日 (月)		
9月 20日 (火)		
9月 21日 (水)	11:30 議運	1:00 継続会
9月 22日 (木)	11:30 議運	1:00 継続会
9月 23日 (金)		
9月 24日 (土)		
9月 25日 (日)		
9月 26日 (月)	10:30 常任(企画)(地文)	
9月 27日 (火)	10:30 常任(福祉)	
9月 28日 (水)	10:30 予算・決算	予算・決算終了後 議運 継続会 清掃議会
9月 29日 (木)	10:30 予算・決算(分科会)企画(1・2)・地文(3・4)	
9月 30日 (金)	10:30 予算・決算(分科会)企画(1・2)・福祉(3・4)	
10月 1日 (土)		
10月 2日 (日)		
10月 3日 (月)	10:30 予算・決算(分科会)地文(1・2)・福祉(3・4)	
10月 4日 (火)	10:30 あり方	1:30 公共施設
10月 5日 (水)	10:30 災害・危機	1:30 環境まち
10月 6日 (木)		
10月 7日 (金)		1:30 議運
10月 8日 (土)		
10月 9日 (日)		
10月 10日 (月)		
10月 11日 (火)	10:30 予算・決算(総括)	
10月 12日 (水)	10:30 予算・決算(総括)	
10月 13日 (木)	10:30 常任(企画)(福祉)	
10月 14日 (金)	10:30 常任(地文)	
10月 15日 (土)		
10月 16日 (日)		
10月 17日 (月)		1:30 議運
10月 18日 (火)	(都計審)	議長会・競馬全協・清掃全協
10月 19日 (水)	11:30 議運	1:00 継続会
10月 20日 (木)		
10月 21日 (金)		

教育委員会資料
令和4年9月27日
子ども総務課

令和4年第三回

区議会定例会区長招集挨拶

令和4年第三回

区議会定例会区長招集挨拶

【目次】

はじめに

I	新型コロナウイルス感染症第7波の現状と感染症対策について	2
II	物価高騰対策について	7
III	令和3年度決算状況と令和5年度予算編成について	9
IV	地球温暖化対策について	14
V	(仮称) 教育と文化に関する大綱について	16
VI	議案	18

*本文は、口述筆記ではありませんので、表現その他若干の変更があることがあります。

令和4年第三回区議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

○ はじめに

今年の夏は、例年にも増して猛烈な暑さが襲い、7月には、東京都心部において、観測史上最長の9日間連続で最高気温35度以上の猛暑日が続きました。

一方、大気が不安定な日が多く、局地的な大雨に見舞われることによって、埼玉県北部をはじめ、全国各地で被害が発生いたしました。

中でも、8月初旬の豪雨では、本区と姉妹提携を結んでいる秋田県五城目町においては、幸いにして人的被害はなかったものの、町内複数の河川が氾濫し、多くの建物に被害が生じ、農作物への影響も懸念されております。

また、本区との相互発展に向けた連携に関する協定書を締結している福井県も同様に、豪雨によって県内複数の河川で堤防決壊や氾濫が生じたほか、土砂流出などによって道路が

通行止めになるなど、甚大な被害をもたらしました。

本区では、両自治体で豪雨が続く中、絶えず情報収集を行い、状況の推移を見守りながら、町民、県民の皆様の無事を祈っておりました。天候の回復後は、いち早くお見舞いのメッセージをお送りし、必要な支援の申し出を行ったところです。その後調整の上、区議会の皆様とともに、災害見舞金の贈呈を行うこととなり、福井県東京事務所には去る9月9日、五城目町役場には明日、お届けにあがります。

本区といたしましては、これらの災害で被害に遭われた方々に対し、改めて心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧と復興をお祈りし、今後も必要な支援を行ってまいります。

I 新型コロナウイルス感染症第7波の現状と感染症対策について

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、申し上げます。

7月以降、感染力の高いオミクロン株の新系統「BA.5」（ビーエーファイブ）への置き換わりなどにより、新型コロナウイルス感染症の第7波は、全国で猛威を振るい、東京都ではピーク時で1日3万5千人を超える過去最大の感染拡大となりました。

本区においても7月に入り、感染者数は激増し、ピーク時には1週間で1,045人にも上り、第6波の感染者数の約2倍となりました。その後8月以降になると、徐々に減少傾向が見られ、9月12日時点、区内の感染者数は、直近の1週間で227人となっています。

一方、地域に明るさと活力を取り戻すためには、コロナ禍におけるこれまでの教訓と経験を活かして、感染防止対策と地域のコミュニティ活動を両立させていくことが重要であります。

そこで、この夏は、イベントの開催を検討されている町会など地域の方々が開催にあたり、必要な感染防止対策などについて、本区は、感染症専門医の助言を踏まえ、積極的にご

相談に応じてまいりました。

この結果、3年ぶりに行動制限を伴わない今年の夏は、地域の方々のご尽力によって、区内各地で適切な感染防止対策を図った上で、様々な工夫を凝らしたイベントが開催されました。私も多くの夏まつりや縁日に伺い、子どもから大人まで、沢山の笑顔に出会うことができました。

今夏の経験からも、地域に明るさと活力を取り戻すために、これまでと同様のイベント開催に加えて、地域発の様々な取組にも、区として支援を続けてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関しましては、これまでの地道な取り組みの結果、着実に区民への接種が進んできております。現在使用している従来型のワクチン接種については、60歳以上の方の4回目接種率は65%を超え、60歳未満の基礎疾患がある方や7月から新たな接種対象となった医療従事者や高齢者・介護施設の従事者に対しても万全の体制を整え、接種を実施してきました。

さらに国は、今後、現在主流のオミクロン株に対応したワ

ワクチンを供給し、9月中には、高齢者や基礎疾患がある方、10月半ばからは、これ以外の方を対象に接種を開始するとの方針が示されました。

南半球では、インフルエンザ患者が急増し、新型コロナウイルスと同時流行する「ツインデミック」ともいえる状況になっている国もあります。これから空気が乾燥してくる冬を迎え、感染症の拡大が懸念され、さらに警戒を高める必要があることから、区としても希望する区民への接種の準備を早急に進めています。

このオミクロン株対応ワクチンは、従来型ワクチンよりオミクロン株に対し高い抗体価が得られること、また、オミクロン株と従来株の両方の成分を含むため、これらにより得られる多様な免疫反応は、今後流行しうる変異株に対しても有効である可能性が高いと報告されています。

これから接種対象となる方やまだ接種がお済みでない方、加えて学校生活が始まっている子どもやその保護者に対し、SNS等も含めて様々な広報媒体を活用し、副反応や重症化

リスクの低減などワクチン接種の正しい知識のさらなる普及啓発に努めてまいります。あわせて、国の動向を注視しつつ、柔軟に対応しながら、オミクロン株対応ワクチンへの切り替えを円滑に行い、希望するすべての区民の皆さまに接種ができる体制の整備を引き続き進めてまいります。

一方、この新型コロナウイルス感染症の感染拡大はこれまでも周期的に起きていることから、第8波に向けた取組みも先手先手で講じる必要があります。

第7波においては、患者調査の適切な重点化により、重症化リスクのある患者に速やかに対応するとともに、膨大な発生届の処理を迅速に行い、患者対応に大きな遅れが生じることはありませんでした。しかしながら、発生届の処理件数が1日1,000件近くになることもあったことから、今後さらに、患者数が増加することを想定し、療養ステータスなどの患者情報の管理を強化し、より一層、正確かつ迅速に対応するため、クラウドサービスを用いた患者情報管理システムを9月より導入し、重点化対応と併せ、紙ベースの患者カルテのデ

一タ化などに取り組むことといたしました。

また、感染者数の増加に伴う重症者の発生に備え、病床を確保するなど、感染状況に応じて、迅速な対応を図るための体制整備に取り組んでおります。

現在、国の専門家会議では、感染者数の全数把握など新型コロナウイルスの感染症法上の扱いについて様々に議論されています。区は、こうした国の動向を注視しながら、区民の命と健康を守ることを最優先に、引き続き感染症対策に全力で取り組んでまいります。

II 物価高騰対策について

次に、物価高騰対策について申し上げます。

本年2月にロシア連邦がウクライナへ侵攻したことに端を発した物価の高騰は、全世界に影響が及んでいます。

また、近年にないほどの円安が、物価の高騰に拍車をかけています。

この度、総務省統計局が8月26日に発表した東京都区部における消費者物価指数を見ますと、新型コロナウイルス感染症の影響をあまり受けていない令和2年に比べ、「食料」と「エネルギー」の指数がともに上昇し、物価高騰が顕著である一方で、「交通・通信」の指数は下降しており、必ずしもすべての物価が高騰している状況ではなく、物価全体の状況を示す「総合」の指数は2.7ポイントの上昇に留まっています。

このような状況を踏まえ、昨今、食料品、特に生鮮食品の物価高騰が顕著であることから、次世代を担うお子さんの成長に与える影響を最優先に考え、区立小・中・中等学校における給食において、保護者の経済的負担をこれ以上増加させないため、学校給食費の一部を補助するための経費について、追加の予算を計上する補正予算案を、今定例会に提案することといたしました。

具体的な内容といたしましては、これまでの1食あたり30円の補助に加えて、さらに15円を上乗せするもので、これに

より、区立小・中・中等学校に通うお子さんに、これまでと同様の栄養バランスや量を維持した学校給食を提供してまいります。

Ⅲ 令和3年度決算状況と令和5年度予算編成について

【令和3年度決算状況について】

次に、令和3年度の決算状況について申し上げます。

今定例会でご審議いただく令和3年度決算は、私が区長に就任し、「コロナに打ち克ち、千代田の新時代を築く」という基本姿勢のもと、年間を通じて携わった、予算執行の結果であります。

振り返れば、令和3年度当初予算は、新型コロナウイルス感染症の長引く感染拡大の影響を受けて、特別区税、法人住民税などを原資として東京都から交付される特別区財政調整交付金などの一般財源において、大幅な減収が見込まれた大変厳しい状況でありました。

しかし、このような状況にあっても、区民の命と健康を守ることを最優先に、不要不急な事業予算の縮減を図りながらも、必要な事業には予算を投じる、メリハリをつけた予算を編成いたしました。

このような特徴を持つ令和3年度予算でありましたが、はじめに、一般会計決算状況の特筆すべき点からご説明いたします。

まず、大変憂慮された歳入についてですが、当初予算額と比較しまして、特別区税や特別区財政調整交付金などの一般財源は、大幅に増加した決算となりました。

この結果、当初予算において、歳入不足分として財政調整基金からの繰入額を約35億円と見込んでおりましたが、資金運用のために設置した「公共料金支払基金」分を含め、5億3千万円の繰り入れにとどめることができました。

次に、歳出についてご説明いたします。

令和3年度は、最優先で取り組む新型コロナウイルス感染症対策に関する予算として、総額およそ176億円を当初予算

に計上いたしました。

特に、新型コロナウイルス感染症への対応については、当初予算にとどまらず、PCR 検査助成、子育て世帯への臨時特別給付金や商工関係団体等支援事業など、区民生活や事業者の支援に要する経費として約 39 億円を、第 1 号から第 9 号にわたる補正予算として編成し、議会の皆様にも精力的にご審議を賜りながら、適時適切に対応してまいりました。

また、当初の予測よりも感染拡大が長期化したため、令和 2 年度と同様に、医療のひっ迫を防止するための医療機関の確保など各種感染症対策の実施や小規模事業者緊急経営支援事業などに要する経費として、不測の事態に対応するための予備費から約 3 億円を活用するなど、区民の命と健康を守るため、適時適切に取り組んでまいりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応以外にも、子どもに関する取り組みでは、保育園と学童クラブにおける待機児童ゼロの継続、高齢者に関する取り組みでは、特別養護老人ホーム「THE BANCHO」の開所による大幅な高齢者施設へ

の入所定員の拡大、1年延期された東京オリンピック・パラリンピック開催にあわせた障害者スポーツ体験や障害者アート展の開催など、様々な分野で効果的な事業展開を図りました。

このように、令和3年度は、比較的堅調な歳入に支えられながら、区民の生活を支えるため、積極的な事業実施を図ってまいりましたが、本区の財政状況を示す代表的な指標である、経常収支比率及び人件費比率は、ともに例年と大きな乖離はなく、安定的な数値となっております。

また、平成19年度決算より全国の地方公共団体が公表している健全化判断比率で申し上げますと、4つの指標のいずれも基準値を大幅に下回っていることから、健全な状態を維持していると判断いたしております。

いずれにいたしましても、現在も今後も区民ニーズを的確に把握して、区民福祉の向上に努めるとともに、区の健全な財政状況を堅持してまいります。

【令和5年度予算編成について】

次に、令和5年度の予算編成について申し上げます。

未曾有の事態となった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、第7波によって過去最大の感染者が発生しましたが、徐々に減少し、再度、第8波の感染拡大への懸念はあるものの、コロナ禍で停滞を余儀なくされた社会経済活動は、段階的な回復を見せています。

一方で、国全体では人口減少時代に突入しており、労働力の確保が難しくなるなどの問題が想定されますが、安定的かつ継続的な行財政運営を実現していく必要があります。

また、社会情勢の変化が激しく、不確実な時代にあっても、区は、多様化するニーズに迅速かつ柔軟に対応し、質の高い行政サービスを適切に提供していく必要があることから、現在、「（仮称）千代田区第4次基本構想」の策定に向けた検討を進めているところです。

こうした状況を踏まえ、令和5年度予算編成では、（仮称）千代田区第4次基本構想の策定を見据えて、感染症による環

境の変化を機会と捉え、単にコロナ禍からの回復をめざすのではなく、区民生活のさらなる発展に向けて、新たな事業や試みに力強く積極的に挑戦してまいります。

あわせて、業務の再構築や効率化、DXの推進、民間活力の活用などを積極的に検討し、限られた経営資源を最大限有効活用することにも取り組んでまいります。

IV 地球温暖化対策について

次に、地球温暖化対策への取り組みについて申し上げます。

昨年の第三回区議会定例会におきまして、地球温暖化対策条例の改正のご議決を賜り、11月には「気候非常事態」を宣言し、「2050ゼロカーボンちよだ」に向けて歩み始めましたが、地球温暖化に起因する気候変動は、今年の夏も各地に記録的な猛暑と豪雨をもたらしており、ゼロカーボンの実現に、一層の加速が求められています。

本区でゼロカーボン実現を加速するには、業務活動が集積

する大手町・丸の内・有楽町（いわゆる「大丸有」）地域や内幸町地域という、日本の中核機能の集積地をターゲットに、2050年に先駆け、2030年を目標にカーボンニュートラルにする、我が国脱炭素の象徴となる都市づくりに取り組みます。

この実現に向け、先端技術の社会実装とその普及を図るため、官・民・学、多様な主体が連携し、それぞれの知見を共有するプラットフォームとして、本年10月、「ちよだゼロカーボンフォーラム」を開催いたします。

オンライン配信も併用しながら、有識者の知見や次世代の意見発表、先進的な企業の取組や区内事業者からの提案を共有するとともに、来年度に向けて、脱炭素地方連携の拡大や新たな施策案など、千代田区がゼロカーボンに向けて加速するビジョンを発信いたします。

一方、昨今、世界では、事業者自ら排出する温室効果ガスだけでなく、「調達から廃棄」までのサプライチェーンを通じた事業活動に関連する他社の排出量も含めた、いわゆる「スコープ3」を適正に管理し開示するという動きが強まってい

ます。

投資を評価する指標や企業の格付けなどにも活用されることから、大企業ではすでに取り組みが進められており、今後、中小企業にも対応が求められる時代になってまいります。

中小企業からは、「何をしたら良いのかわからない」という声もある一方で、ビジネスチャンスと捉える見方もあり、区としてもゼロカーボンの推進と産業振興の観点から、こうした中小企業のGX（グリーントランスフォーメーション）を支援する取組を検討してまいります。

V （仮称）教育と文化に関する大綱について

次に、（仮称）教育と文化に関する大綱について申し上げます。

『魅力あるまちづくりのためのよりどころとして、わたしたちは「教育」と「文化」を考える。なぜなら「教育」は、わたしたちが、そしてわたしたちの子どもたちが今を生き未

来をより良く生きるための糧であり、「文化」はわたしたちがつくるまちそのものであり、生活そのものであると考えるからである。』

これは、「教育と文化のまち千代田区宣言」の一文です。

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により、人と人のつながりや、これまで当たり前だったことが制限され、私たちの日常は大きく変化しました。

このような変化が激しく、先行きの不透明な時代においても、先人が築いてきた歴史、伝統文化を普及・振興し、さらに発展させていかなければなりません。また、大いなる可能性を秘めた、かけがえのない存在である子どもたちの学びを、止めることがないよう継続的に取り組んでいかなければなりません。

こうした考えのもと、現在、教育及び文化の振興に関する総合的な施策につきまして、その目標や施策の根本となる方針を定める「大綱」を教育委員会と協議しながら、策定しております。

併せて、教育委員会におきましては、情報化社会やグローバル化の進展、コロナ禍などの社会状況の変化と、教育面では学習指導要領の改訂や ICT 教育の推進など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していることから、本区における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を示すため「ビジョン」の見直しを行っております。

今後、「大綱」及び「ビジョン」につきまして、区民や議会の皆様には、素案の段階でお示しし、様々な御意見を賜り、策定してまいりたいと考えております。

VI 議案

最後に、今回提案いたしました諸議案についてでございます。

まず、予算関係といたしまして、

●令和4年度千代田区一般会計補正予算第1号の、1件であ

ります。

次に、決算案件といたしまして、

- 令和3年度各会計歳入歳出決算の認定についてがござい
ます。

次に、条例関係でありますが、

- 条例の一部を改正するもの、16件であります。

また、報告関係として、

- 令和3年度健全化判断比率について、1件、
 - 損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件につ
いて、1件、
- の計2件で、

- 今回の付議案件は、合わせて20件であります。

何とぞ、慎重なご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和4年第三回区議会定例会の開会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

発言通告書（総括表）

令和4年第3回定例会 代表質問

No.	発 言 者	発 言 事 項	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
1	嶋崎議員 (自民)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度各会計決算について ・新たな基本構想を見据えた予算編成と行政評価制度について ・ポストコロナにおける行事等の実施について ・DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進について ・地域に寄り添ったまちづくりの構築について 	<ul style="list-style-type: none"> ・樋口区政において実質的には初めての決算審査となる令和3年度決算状況を、どのように分析し、令和5年度予算編成に生かしていくのか。 ・新たな基本構想のもとでは基本計画を策定しない中で、基本構想と予算の関係をどのように明らかにしていくのか。また、基本計画のもとで実施してきた行政評価はどのようにしていくのか。 ・危惧される第8波に向け、コロナ禍におけるイベント等での感染防止対策をどのように講じていくのか。また、今後のポストコロナにおける学校運営をどのように進めていくのか。 ・区は戦略を策定してDXを推進していくことを明らかにしているが、区民の命と健康を最優先に、区民健診事業のDX化について進めてはどうか。また、大量の住民情報を記録したUSBメモリの紛失事件を受けて、DX化に向けての庁内の情報セキュリティ体制の状況を伺う。 ・まちづくりは、短期的なものではなく長期的なものであるからこそ、区には、在住・在勤・在学者の声に耳を傾け、事業者も一丸となり、区民の不安に寄り添ったまちづくりを進める責務があるが、そのための制度構築についての見解を伺う。 	区 教 育 長 関 係 理 事 者
2	木村議員 (共産)	<p>安倍元首相の国葬問題について</p> <p>物価高騰からくらしと営業を守るために</p>	<p>国葬は法の下での平等や思想・良心の自由を定めた憲法に違反する。中止を国に働きかけるべきではないか。</p> <p>実施が強行された場合、①区長は出席せず、区としても関わらないこと②区民や区職員、学校等の区有施設に対し、黙とうや半旗掲揚など、弔意を要請しないことを求める。</p> <p>①最大の物価高騰対策である消費税減税を国に求めよ。</p> <p>②協力金は「収益」ではない。課税対象外とすべきではないか。</p> <p>③コロナ感染拡大と物価高騰で小規模事業者の営業は大変厳しい。今こそ区独自に家賃などの固定費補助を実施すべきと考えるがどうか。</p>	区 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和4年第3回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
2	木村議員 (共産)	子育てと教育について 住宅施策について	①学校給食②国保の子どもの均等割③子どもの入院給食費の3つの無料化を求める。 住まいに困窮する世帯が安定した住まいを確保できる仕組みを早急につくる必要がある。 以下の施策を求める。 ①民間マンションの借上げ等公的住宅の供給 ②家賃補助制度を、区営・区民住宅の入居資格を持つ世帯を対象にしたものに拡充する ③高優賃(こもれび)居住者への家賃補助額を区独自に上乘せする ④家賃補助や借上げ等の安定した財源確保のため新たな基金を創設する	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
3	米田議員 (公明)	令和3年度決算と来年度予算 について 子育て施策について がん対策について プレコンセプションケアにつ いて	・令和3年度決算を総括し、現状と課題をどのように分析したのか。また今年度の事業執行 や来年度の予算編成にどのように反映させていくのか。 ・基金の活用について ・障がい児の放課後の居場所について ・子どもの目の健康について ・がん教育について ・男性トイレにサンタリーボックスの設置について ・若い女性やカップルに対し、妊娠・出産に関する知識などを伝え、健康意識を高めてもら う「プレコンセプション(妊娠前)ケア」の取り組みがある。 区はどのように認識しているのか。また本区もプレコンセプションに取り組みセミナー や検診を行ってはどうか。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和4年第3回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	池田議員 (自民)	地域防災力の向上について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各避難所に防災士資格者を普及させることで地域の防災力は強化されます。防災士が増えることで地域防災力の向上につながると考えるが見解を伺う。 ・ 防災士の重要性をしっかりと周知し各町会等でも資格取得が可能になるようさらなる支援を行ってはどうか。 ・ 大学との連携について <ul style="list-style-type: none"> ①災害時の学生ボランティアの活動について、コロナ禍での現状と課題 ②防災備蓄品の活用について ③食品ロス対策にもなるアレンジした防災食を考案して区民にも紹介してみてもどうか 	区 長 関係 理事者
2	大串議員 (公明)	1. 監査制度の充実強化を目指して 2. 総合計画のあり方について	1) 監査制度の目的について 監査制度の充実強化が求められて自治法の改正も重ねられてきた。2017年改正では監査委員は監査基準を定めることとされた。監査基準に基づく監査とは、行政の行う事務の執行が法令に適合し正確であることは勿論、経済的、効率的かつ効果的に実施されているかを監査し(3E 監査)、もって住民の福祉の増進と行政への信頼確保に資するものである。監査の目的である。そこで、改めて監査とは誰のために行い、何を監査するのか。また、監査基準に基づく監査が監査の目的を果たせるよう留意している点とは何か。 2) 監査制度の充実強化に向けて <ul style="list-style-type: none"> ①3E 監査は特に重要だが現在具体的にはどう行っているのか。 ②工事監査について、現在、年に一件の工事監査となっているがどのような基準に基づき監査を行っているのか。またなぜこの工事を対象にしたのかという選定基準を問う。 ③長の作成する「監査結果に基づく措置対応」について、監査の指摘にどう改善したのかその内容を具体的に記述すべき。 ④外部監査制度について 1) 総合計画策定にあたり、総合計画の体系、位置づけ、目的を問う。 2) 基本構想は目標年を定めないとしているためか、そのたたき台は極めて抽象的な文言が並ぶ。区民と行政が将来像を共有するという目的は果たせるのか。	区 長 関係 理事者

発言通告書（総括表）

令和4年第3回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
2	大串議員 (公明)		3) 総合計画に基づかない予算はありえないが、来年度予算の編成は何に基づいて編成するのか。	区 長 関係 理事者
3	岩田議員 (立民)	【神田警察通りの道路整備計画】について 【日本テレビ二番町再開発】について 【外神田一丁目南部地区のまちづくり】について	街路樹伐採工事に関する事等について 日本テレビが建設を予定している高さ90メートルの超高層建築物に関する事等について 外神田一丁目南部地区に建設予定の建築物に関する事等について	区 長 関係 理事者
4	西岡議員 (自民)	子育て支援策	●都内で待機児童が減少し、本区でも保育施設が廃園されている現状を鑑み事業内容をリセットしてはどうか ●今後は保育の量より質の向上に繋がる様、廃園した保育施設の有効活用が円滑に進む様な仕組みを構築し、ゆとり保育、特別支援、語学等の専門性特化、土日保育等で、質を重視した保育政策の転換を図るべきと考えるが、本区の保育園整備の今後の方向性について問う	区 長 教 育 長 関係 理事者
5	牛尾議員 (共産)	遊び場や公園の拡充を求める子どもたちや子育て世代に えるために。	①恒常的に使える遊び場や公園を拡充していくことを区全体の課題として位置付けることが必要なのではないか。 ②「くだんしたこどもひろば」が本年11月末で閉鎖が予定されていることに対し、多くの子どもたちや保護者から「残念だ」という声が聞かれる。土地所有者に相談し可能な限り開設期間を延長することを求める。 ③現在ある区内の公園はボール遊びなど禁止するルールが多い。例えば「ボール遊びができる公園」、「安らぐことを目的にした公園」など公園の機能を分けることや、ルールを緩和して、子どもたちや保護者が自主的に周りに気を使って遊べるよう啓発していくとりくみ等を進めてはどうか。	区 長 教 育 長 関係 理事者

発言通告書（総括表）

令和4年第3回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
5	牛尾議員 (共産)	コロナ感染拡大や物価高騰の影響を受けている区民や現場への支援について	<p>①電気代の高騰で区営住宅居住者など低所得世帯の暮らしに大きな影響が出ている。区としての支援を求める。</p> <p>②保育現場では保育士の感染や療養により、保育士の負担が増えるなど大変な状況も出ている。保育現場での感染対策や保育士の陽性者が続出したときの保育現場への支援はどうなっているのか。</p> <p>③感染拡大でも対処できるように通常時から保育士の体制を強化していくことが必要。そのために国に対し保育の定数の基準緩和や公定価格の見直しを求めるべきではないか。</p>	区教育関係者 長 長 理事者
6	飯島議員 (共産)	生活困窮者支援について 高齢者が社会参加を継続できるよう、援助の取り組みについて	<p>長引くコロナ禍、物価高騰の中で、生活困窮者が増えているが、権利としての生活保護の活用は周知不十分といえる。 国の制度改善と同時に、自治体努力が求められる。</p> <p>①「生活保護」周知のための「しおり」の作成 ②寄り添った、よりきめ細かい対応のために、精神保健福祉士資格取得者の配置</p> <p>高齢者の社会参加が勧められている。 しかし、障壁がいくつも重なり、ひきこもり、認知症になることも少なくない。 障壁を減らすために ①加齢性難聴を「高齢者施策」の一環として、「聴こえ」の支援拡充を求める。 ②骨粗しょう症予防のために、「骨密度測定」を節目健診にすることを求める。</p>	区教育関係者 長 理事者
7	長谷川議員 (紡ぐ会)	<p>特別支援教育が必要な児童・生徒への支援体制について。</p> <p>子どもたちが虐待・性被害等の犯罪に巻き込まれないために。</p> <p>千代田区が共催する事業の政治的中立性について。</p>	<p>・特別支援を必要とする児童・生徒の早期発見と適切な支援体制が重要と考える。学識者等の巡回と助言を教職員が共有できるケース会議等が開催されているか。 ・障がい特性の理解と支援方法が教職員で共通認識となっているか。</p> <p>・小さい頃から NO をはっきり言える教育と、年齢に応じた性教育の必要性、相談機関との連携について。</p> <p>・千代田区が補助金を導入して開催された「特別区民公開講座」への千代田区の関わり方について。</p>	区教育関係者 長 長 理事者

発言通告書（総括表）

令和4年第3回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
8	林議員 (自民)	<p>○千代田区のマンション施策と管理の適正化</p> <p>○千代田区の人口増と避難所運営と「防災力」の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)マンション条例」の検討状況は？ ～第3次住宅基本計画の進捗状況 ・東京都との役割分担は？ ・「(仮称)第4次基本構想」にマンション施策をどう位置づけるのか？ ・千代田区民は何万人まで避難所に収容できるか？ ・各避難所の運営と電源、夜間照明等の配備 ・区内の緊急一時避難施設の地下鉄駅 ・「(仮称)第4次基本構想」に防災対策をどう位置づけるのか？ 	区 長 関係 理事者
9	小枝議員 (声)	<p>1 商店街、中小企業振興とまちづくりについて</p> <p>2、コロナ禍の教育現場で、子どもや先生方への十分な目配りと支援ができていますか</p>	<p>第一次基本構想より千代田区は「商店街や中小企業を応援する」という施策を大きな柱として位置づけてきた。現在、商工振興基本計画改定中だが、地域振興部内部の議論にとどまってははいないか。先行き不透明で困難な時代にコロナを乗り越え、事業を継承しご商売をつなぐ方々、新たにご商売を始められる方々を全庁挙げて応援する体制が問われている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) コロナ禍における商店街の実情把握について 2) 次世代会議の設置、事業継承者が希望に応じて地域に住むための積極的支援策について（ワテラス方式、職員住宅、職務住宅方式など） 3) 路面店の連なる町並みの継続、商店街とマンション計画について 4) 各商店街にちよだブランド市場をつくり、ちよだ由来の美味しいものやグルメ情報、千代田由来の小物などをアンテナショップで販売してはどうか。 <p>長引くコロナ禍において、教育現場で中止縮小せざるを得なかったカリキュラムの把握と、教育委員会としての代替支援策はいかがか。</p>	区 長 教 育 長 関係 理事者

発言通告書（総括表）

令和4年第3回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
9	小枝議員 (声)	3、旧統一教会関係団体と区及び関係する団体等の調査について		区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
10	小野議員 (都ファ)	1、千代田区の文化芸術振興について 2、インクルーシブな社会を前に進めるための障害者支援と理解の取り組みについて	(1)次世代を担う子ども達の育成、支援について (2)千代田区文化事業助成の果たしてきた役割と今後について (1)障害者就労の新たな機会を創出する取組みと障害の特性に応じた多様な働き方の選択肢について (2)インクルーシブな社会の理解と推進に必要な学校での学び方や体験について	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
11	大坂議員 (自民)	・地域コミュニティ活性化支援施策について ・区民体育大会について	・コロナ禍が長期化し、地域コミュニティの維持・活性化が喫緊の課題となっており、町会活動や地域のイベントなど様々な角度からの支援を強化していく必要があると考える。今後の地域コミュニティ支援の在り方や具体的な施策について伺う。 ・区民体育大会は地域コミュニティ維持という役割も担ってきた。現在中止が続いているが、外濠公園グラウンドが人工芝化されることも踏まえ、今後の方向性について伺う。	区 長 関 係 理 事 者

令和4年第3回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要

自民	嶋崎 秀彦 議員	代表質問	1
質問要旨	○ポストコロナにおける行事などの実施について 今後のポストコロナにおける地域・保護者が参画した学校運営を どのように進めていくのか。		
答弁者	教育長、教育担当部長		

<教育長>

嶋崎議員の、今後のポストコロナにおける学校運営についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、子どもたちの健やかな成長を育んでいくためには、学校・園のみならず、地域・保護者の皆様のご協力を得て学校運営を進めていくべきであると考えております。そのためには、平素から教育活動をご覧いただき、子どもたちの様子や学校・園の工夫などの実態を知っていただいたうえで、よりよく子どもたちを育んでいくための方策について広くご見解を伺い、ご協力をいただく必要があると認識しております。

教育委員会では、21世紀を担い、地域・社会で活躍する人材を育成すべく、千代田区ならではの地域の人的・物的資源を活かし、子どもたちに必要な資質・能力を育めるよう取り組んでまいりました。

しかしながら、令和2年より猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、学校・園の運営は適切に進めているものの、地域や保護者の皆様に、学校にご来校いただき、子どもたちの活躍を直接的にご参観していただく機会が減少していることについては議員ご指摘のとおりであります。

今後は、第7波の状況や危惧される第8波の状況及び、国や都の指針を受けたその対策の在り方を見定めつつ、保護者や地域の参画のもと、一体となってよりよい学校運営の創出に取り組んでいただくよう、また、学校行事へのご参会や学校公開の参観方法の範囲を広げていけるよう、学校・園と協議のうえ進めてまいります。

その際には、各校・園のよりよい教育活動の実践のため、議員の皆様も含めた地域の皆様、保護者の皆様には引き続きご協力を賜りたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

<教育担当部長>

嶋崎議員の、今後のポストコロナにおける学校運営について教育長答弁を補足してお答えします。

議員ご指摘のとおり、この秋に実施及び予定されている運動会につきましても、学年を分けて競技を行うなど、従前に実施していたような形までは戻っておりません。そのため、保護者の参観や来賓のご招待なども制限せざるを得ない状況です。また、文化祭等他の行事につきましても、オンライン配信のみで実施する学校もあります。

その点については、学習指導要領に明示されている「社会に開かれた教育課程」が完全に実現しているとは言えず、なんとかこの事態を解消したいと考えているところ

です。

今後は、学校・園との協議のもと、感染症対策にさらに留意しつつ、卒業式や入学式の式典の実施に向け、各校・園の状況に応じ、徐々に学校公開などの各種行事へ、地域や保護者の皆様にご参会いただけるよう、学校・園と協議・検討を進めてまいります。

いずれにいたしましても、学校・園が地域の人的・物的資源を直接、間接に活用した教育活動が充実し、真の「社会に開かれた教育課程」が実現できるよう、教育委員会としても積極的に取り組んでまいります。

共産	木村 正明 議員	代表質問	2
質問要旨	○学校給食の無償化について ・憲法は「義務教育はこれを無償とする」とのべてあり、学校給食は教育の一環。区でも無償化をすすめるときではないか ○子どもの入院時食事療養費の助成について		
答弁者	子ども部長、教育担当部長		

<子ども部長>

木村議員の子育てと教育に関するご質問のうち、「子どもの入院時食事療養費の助成」について、お答えいたします。

本区では、0歳から18歳までの子育て支援を継続的に行うため、独自の取組みとして、出産に係る経費の一部助成としての誕生準備手当をはじめ、国の児童手当に加え、保護者の所得による制限を設けず、高校生相当年齢まで対象を広げた次世代育成手当を支給しております。

また、医療費の助成につきましても、高校生まで対象を広げ、保護者の所得による制限を設けず、入院費用だけでなく通院費用も助成対象とした支援を行っております。

こうした取り組みにより、子育て世帯への経済的負担を軽減するための総合的な支援を行っており、ご質問の「子どもの入院時食事療養費の助成」につきましては、当面実施する予定はございません。

<教育担当部長>

木村議員の、学校給食の無償化についてのご質問にお答えいたします。

学校給食費につきましては、学校給食法の定めにより、給食を運営する経費は設置者である区が負担、それ以外の食材費等の経費は保護者負担となっております。区では、平成29年度から全児童・生徒の保護者を対象に補助を行い、保護者負担の軽減を図っております。また、昨今の食材等の価格高騰により給食の質を落とすことのないよう、一食あたり30円の補助に15円増額することで保護者負担は据え置くことしております。今般その経費についての補正予算を、本定例会に提案させていただきましたのでよろしくお願いいたします。議員ご指摘のように、日本国憲法第26条には「義務教育はこれを無償とする」とされておりますが、当然ながら学校給食法等の関連法令は憲法を犯すことなく定められていることから、本区においても、それに従い対応するものと認識しております。

従いまして、現在のところ学校給食費の無償化は考えておりませんが、葛飾区で給食の無償化を発表するなどの動きもございますので、他自治体の動向も注視しつつ、本区として総合的な子育て・教育施策の充実を図ってまいります。

公明	米田 かずや 議員	代表質問	3
質問要旨	子育て施策について ●障がい児の放課後の居場所について ・学童クラブにおける受入体制について ・学童クラブまでの移動の支援について ・放課後等デイサービスの整備について ●子どもの目の健康について ・区として児童生徒が目を守るためどのように取り組んできたのか ・ICT化が加速する中で、（学校と家庭が連携した）児童生徒の目の健康予防にどのように取り組むのか ●がん対策について ・がん教育を学校でどのように取り組んできたのか。 ・その中での成果と課題、また外部講師を招いての授業や講演を区内の全小中学校で行うことを検討した現在の進捗状況を問う。		
答弁者	子ども部長、教育担当部長		

<子ども部長>

米田議員の障がい児の放課後の居場所についてのご質問にお答えいたします。

まず、学童クラブにおける障害児の受入体制についてですが、議員ご指摘のとおり、心身の障害や発達面の気になる児童は増加傾向にあり、障害等の有無にかかわらず、児童が安全・安心に過ごすための学童クラブの体制強化が大変重要であると認識しております。

現在、学童クラブにおける障害のある児童等への対応といたしましては、指導員の加配措置や心理士等の専門家による巡回指導、及び指導員の専門性の向上に資するための研修などを行っております。

これに加えまして、今後は、学童クラブに専門性のある人材を配置することを検討し、障害を持つ児童等とその保護者が安全・安心して放課後を過ごせるよう、体制の強化に努めてまいります。

次に、学童クラブまで、安全に移動する手段の確保についてですが、現在も一部の学童クラブにおいて、特別支援学校に通う児童が、その送迎バスを降りてから学童クラブまでを移動するにあたり、可能な範囲で指導員が対応しております。今後も、こうした児童の入所にあたりましては、バスの降車場所までの距離や学童クラブ指導員の人員体制を踏まえまして、できる限り、移動のご支援に対応してまいりたいと考えております。

次に、放課後等デイサービスについてですが、区が利用者からの相談・申請を受け、サービスの利用に必要な給付を行う仕組みとなっている中、「さくらキッズ」をはじめ、障害や発達に課題のある子どもの早期発見・早期支援の取組を進めていることから、小学校入学後に放課後等デイサービスの利用につながるケースが増加傾向にあります。

また、放課後等デイサービスは18歳まで利用できるサービスのため、人口の増加に伴い、利用者数も年々増加しているものと考えられます。

本区の放課後等デイサービス事業所は、現在4か所の民間事業者による運営に留まっており、空きが少なく、利用が厳しい状況であることは認識しております。

今後とも、区の「はばたきプラン」等による相談を通じて、区外であっても交通の便の良い事業所の紹介や、放課後等デイサービスに限らず、これに代わるサービスの提案なども行うなど、利用者のニーズを十分に把握し、しっかりと応えてまいります。

<教育担当部長>

米田議員の、子どもの目の健康とがん教育についてのご質問にお答えいたします。

最初に目の健康についてですが、教育委員会では、従前より定期健康診断等の機会に近視や眼病予防について、児童・生徒と保護者に対して意識啓発をするとともに、学校医による専門的な知見から、養護教諭などへの指導助言をいただき、その対策・対応に取り組んでおります。また、ICT教育の進展に伴う、児童生徒の視力低下の進行による健康面への配慮等を踏まえ、本年4月に本区のGIGAスクール構想「ちよだスマートスクール」の保護者向けパンフレットの中で、目の健康について記載して家庭におけるタブレット等の使用に関する注意喚起をするとともに、各学校でタブレット等活用のルールを定め、学校と家庭が連携して、児童・生徒の目を含めた健康管理を促進しております。議員ご指摘のとおり、近視からさらに深刻な病気へ進行するリスクも踏まえ、今後も、児童・生徒の目の健康維持に取り組んでまいります。

つぎにがん教育についてですが、「がん」は、我が国において国民の二人に一人がかかる病気とされ、その知識を国民の基本的教養として身に付けておく必要があります。学校での健康教育の中でも、がん教育が今後ますます重要になってくるものと認識しております。現在の本区のがん教育ですが、小学校では、体育科（保健領域）、中学校では、保健体育科（保健分野）の中で、がんをはじめとする生活習慣病のリスクが高まる要因や、予防のために必要な生活習慣が身に付くよう指導しております。また、本区では、がん教育の実施にあたり、小・中・中等教育学校の教員で構成される「体育・健康教育推進委員会」を中心にがん教育についての研究を進め、がん教育に見識の深い大学教授による講習会を実施しております。

外部講師を活用した授業については、今年度、区立中学校と中等教育学校において、子どもたちの中に、治療中の家族や身近な人をなくしている場合などに配慮しながら、医療専門家や闘病経験者等の外部講師を活用した授業を行います。来年度は、区立小学校を含め区内の全公立学校において、外部講師を活用した授業を実施いたします。これまでのがん教育における成果と課題ですが、成果としては、外部講師の話から、単に飲酒や喫煙などの行為とがんの発生を結び付けるのではなく、誰にでもがんの可能性があり早期発見と予防が、がんのリスクを低減させることつながるとの理解が深まったことがあげられます。一方、課題としては、それが一時的な意識の高まりに留まりがちになることなので、継続的にリスクを低減していく行動につなげる指導が必要だと考えています。

教育委員会では、引き続きがん教育を推進し、正しい理解と、がん患者や家族などがんと向き合う人々に対する共感を深めることを通して、学んだことを家庭での話題にするなど、自他の健康と命の大切さについて考え、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図ってまいります。

自民	西岡 めぐみ 議員	一般質問	4
質問要旨	子育て支援策 ・今後の保育施設のあり方等、どのように検討していくか ・保育需要数に乖離しないよう、保育施設の用途転換など、今後の事業計画プランの立て直しについて ・質を重視した保育施策の転換など、保育園整備の今後の方向性について		
答弁者	子ども部長		

<子ども部長>

西岡議員のご質問にお答えいたします。

まず「今後の保育施設のあり方」及び「保育施設の用途転換など、今後の事業計画の立て直し」についてですが、本区では、公立・私立の設置主体の別や保育園・幼稚園などの認可形態の別にとらわれることなく、子どもの発達や学びの連続性を考慮し、質の高い保育・教育が受けられ、集団の中で情緒的かつ知的な発達や社会性を育むことを保育施設の基本理念としております。

今後、さらに保育所の定員割れによる空きスペースや閉園等が増えてくるようであれば、保育施設等を有効活用する観点からの用途転換が必要であることは、議員ご指摘のとおりです。

保育施設としてのハード面を有効活用するための方策を今から検討しておくことが必要であり、議員ご提案の様々な機能への転換を研究してまいります。

また、研究過程におきましては、区民ニーズの把握に努めるとともに、社会情勢や他自治体の動向等にも注視しながら、早急に取り組んでまいります。

次に「保育園整備の今後の方向性」についてですが、現在、本区における保育園の整備につきましては、令和2年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき進めているところですが、計画上の保育の必要数と実績数に乖離が生じていることなどから、保育園の定員割れが発生してきている状況を踏まえ、一旦、整備を立ち止まることとしております。

こうした中で、当面、保育の量から質への向上策といたしましては、児童発達支援や幼児教育、及び外遊びの充実や一時保育など、地域の実情に応じた支援等への展開が考えられます。

いずれにいたしましても、今後は、令和5年度に策定する「子ども・子育て支援事業計画」において、人口動向や新型コロナウイルスの感染状況、及び働き方改革等の社会状況の動向を見据え、改めて保育園整備の方向性をお示しする予定です。

共産	牛尾こうじろう	一般質問	5
質問要旨	<p>○遊び場や公園の拡充を求める 子どもたちや子育て世代に伝えるために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「くだんしたこどもひろば」は予定通り11月末閉鎖か。 <p>土地所有者と交渉し期間延長できるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの遊び場推進会議」で、ボール遊びなどの区民要望と公園の使い方について十分な議論を求める <p>○コロナ感染拡大や物価高騰の影響を受けている区民や現場への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士や職員がコロナ陽性となった際の保育現場への対応 ・国に職員配置基準の見直しや公定価格引き上げを要望せよ 		
答弁者	子ども部長		

<子ども部長>

牛尾議員の子どもの遊び場に関するご質問にお答えいたします。

まず「くだんしたこどもひろば」につきましては、2018年4月1日から5年間の約束で民間事業者から土地を借り受け、本年11月末の閉鎖の後、原状回復を行い、2023年3月31日の貸借期間満了をもって、明け渡すものと認識しております。

次に、「子どもの遊び場推進会議」についてですが、この会議体は、区が実施する子どもの遊び場に関する施策等を円滑に進めるために、多角的かつ建設的に論議する組織として設置しているものです。

議員ご指摘のボール遊びへの要望等につきましても、子どもの遊び場推進会議の所

掌事務である、遊び場に関する評価、検証やあり方に関する検討に合致しているため、今後とも十分に議論を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大における保育現場への支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、保育士や職員が陽性となった場合の区としての対応についてですが、保育士や職員は、感染のリスクが高いなかで、細心の注意を払いながら保育業務等を行っておりますが、それでも患ってしまうことは否めません。

このような状況における対応といたしましては、人材派遣や保育支援員等の活用など、多様な雇用により人員体制を整え、保育業務を止めることのないように努めているところです。

しかしながら、感染は予測が出来ず、状況によっては、勤務ローテーションにも影響し、残った保育士は一時的に業務が多くなることは、議員ご指摘のとおりです。

万が一、同一の保育園内で職員の多くが患ってしまう、さらに保育業務に大きな支障をきたすおそれがある場合は、他園から一時的に職員の応援派遣を行うことのみならず、子ども支援課、子育て推進課に在籍する保育士や看護師を派遣し、バックアップ体制をとります。

次に、国に対し保育園での職員配置基準の見直しや公定価格の引き上げを行う要望についてですが、国の認識として、保育士の質の向上と人材確保支援の観点から、令和4年2月分から補助金として、10月分からは公定価格の見直しにより、収入を3%程度、およそ月額9,000円の引き上げを講じる見込みであることは、ご承知のことと存じます。

さらに、区といたしましては、国の見直しを待つことなく、保育士の処遇改善加算や奨学金返済支援助成、そして職員配置の重要性を鑑み、基準を超えて保育士等を配置する場合に加配にかかる経費を補助する基準外職員配置加算など、区独自の制度や国、東京都における補助制度の上乗せ補助など、様々に実施しているところでございます。

今後とも、保育園の安定的な運営を維持していくため、保育現場への支援と体制の強化に、引き続き取り組んでまいります。

紡ぐ会	長谷川 えみこ 議員	一般質問	7
質問要旨	<p>○特別支援教育が必要な児童・生徒への支援体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の困りごとを早期発見し支援につなげるために学習障害に詳しい専門員、支援コーディネーターによる授業のモニタリング実施、教職員の情報共有、保護者との連携など、一連の支援体制が構築されているか。 ・先日の特別支援教育研修会の研修の成果について伺う。 <p>○成長段階に応じた性教育について、現在の幼児教育、小・中学校における指導で、子どもたちが理解できる時間数を取れているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内の虐待等の相談件数、対応状況等について 		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

長谷川議員のご質問のうち、特別支援教育、性教育と虐待・DV相談に関するご質問にお答えします。

最初に特別支援教育についてですが、教育委員会では、特別な配慮・支援を必要とする児童等の早期発見や、適切な支援体制構築のため、心理・医療等の専門家である「巡回アドバイザー」を学校・園に派遣しています。障害の特性を踏まえた児童等の実

態を把握するとともに、児童等への必要な支援や教育支援シート等に基づく指導について、専門的な見地から助言を行っています。巡回アドバイザーからの助言等については、各学校・園において、校内委員会・園内委員会を設置し、学校全体で適切な指導、必要な支援が実施できるような体制を整えているところです。また、8月に実施した特別支援教育研修会ですが、教職員の現場視点での悩みに応じ、家庭や地域と連携した取り組みを推進していく体制づくりが行えるよう研修を実施しました。その成果として、参加した先生方から、保護者と協働で子どもを育てていくことの大切さや、地域・行政も含めた子どもを取り巻く環境すべてで連携していく体制づくりをしていくことなど、学校・園内での支援に活かすとともに、教職員間で目的を共有し、それぞれの職種の役割に応じた取り組みを行っていくなどの、様々な意見があがりました。

次に性教育についてですが、区立学校における性教育については、平成29年・30年の学習指導要領の改訂を踏まえ改訂された「性教育の手引」で、発達段階を踏まえた取扱いと現代的課題に応じた対応が求められております。さらには、令和2年6月の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえた「生命（いのち）の安全教育」について、全国の学校・園で推進していくこととなっております。教育委員会では、これら関連教材について学校・園に配布し、全ての学校・園において、「生命の安全教育」について、教育課程上に位置付け実施するよう指導しております。各学校においては、学年ごとに、各教科、領域を関連付けて実施できるよう、性教育に関する計画を立て、養護教諭による授業のみでなく、地域等で活動を行っている助産師などにも協力を仰ぎながら、発達段階を踏まえながら正しい知識の理解を促し、学校全体で共通理解を図りながら性教育を実施しております。また、本区の児童虐待相談の対応件数は年々増加し、昨年度の件数は5年前の約2倍となっております。その中にはDVが根底にあるケースもあり、児童・家庭支援センターでは、男女共同参画センターや生活支援課の女性相談、及び児童相談所、警察署など関係機関と連携しながら適切に対応しています。なお、CAPプログラムにつきましては、自分の身を守ることの大切さや人権感覚を身に付けやすい等の評価がある一方で、確立されたプログラムがあり柔軟な対応が難しいなどの課題もあるため、学校・園では、CAPプログラムで実施されているような、ロールプレイの要素も取り入れたセーフティ教室を開催しております。

声	小枝 すみ子 議員	一般質問	13
質問要旨	○コロナ禍の教育現場で、子どもや先生方への十分な目配りと支援が できているか。 ・教育現場で中止・縮小せざるを得なかったカリキュラムの把握はど のように把握し、どのような代替策が講じられてきたか。保護者や子 どもたちの格差や不安や負担をどう認識し、意を用いてきたのか。		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

小枝議員の、コロナ禍における、子どもや教員への配慮と支援についてのご質問にお答えします。

コロナ禍における学校運営につきましては、感染防止対策を徹底し、子どもたちの学びを止めず、また、コロナ禍の状況下でも豊かな体験の機会を確保できるよう、教育委員会と学校・園が連携をして進めてまいりました。やむを得ず、延期や中止、代替等の措置をとることとなった各校・園の学校行事につきましては、教育課程の変更届を提出していただいておりますので、それをもって把握をしております。また、教育委員会事業として実施をしている連合・宿泊行事の代替事業として、昨年度「心を

つなぐ体験授業」を実施しました。本事業は「様々な制約を課せられてきた児童・生徒が見聞を広め、校外における集団活動を通して、教師と児童・生徒、児童・生徒相互の絆を深める」ことなどを目的に、小学校は本区のみで借り上げた東京ジョイポリスへでかけ、中学校・中等教育学校はホテルでのテーブルマナー講習を行いました。一方、議員ご指摘の学びの格差を生じさせない取り組みとしては、学びの機会が制限されないよう、安心して通うための環境や体制の充実を図っていることはもちろん、児童・生徒等や家族などの健康上の都合などにより通学できない子どもに対しては、学びの格差が生まれることのないよう、1人1台端末を活用し、授業や教材の配信等を行い、家庭における学習の充実にも努めております。

教育委員会といたしましては、今後も、感染症対策を徹底し、豊かな体験や学びの機会の確保のため、学校・園を支援してまいります。

令和5年度 区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園申込みについて

1 対象園及び募集人数

(1) 幼稚園

施設名	3歳児	4歳児	5歳児
麴町幼稚園	35名 (35)	若干名 (35)	10名程度 (35)
九段幼稚園	35名 (35)	20名程度 (35)	10名程度 (35)
番町幼稚園	35名 (35)	20名程度 (35)	10名程度 (35)
お茶の水幼稚園	20名 (20)	20名程度 (35)	20名程度 (35)

(2) 幼保一体施設

施設名	3歳児	4歳児	5歳児
千代田幼稚園（短時間）	15名 (15)	若干名 (35)	10名程度 (15)
昌平幼稚園（短時間）	15名 (15)	10名程度 (15)	10名程度 (15)

(3) こども園

施設名	3歳児	4歳児	5歳児
いずみこども園（短時間）	15名 (15)	若干名 (15)	名簿登録のみ (15)
ふじみこども園（短時間）	25名 (25)	名簿登録のみ (22)	名簿登録のみ (22)

※（ ）内は定員人数。

2 入園申込書の配布

(1) 配布開始日

令和4年10月5日（水）

(2) 配布場所及び時間

ア 幼稚園、幼保一体施設、こども園 14時～16時

イ 各出張所、子ども支援課 8時30分～17時

3 申込み受付期間・場所

(1) 受付期間及び時間

令和4年10月31日（月）・11月1日（火）・11月4日（金）14時～16時

※上記の期間以外の申込みは、園に空きがある場合に以下のとおり取り扱う。

- ・新3歳児の4月入園の場合は、11月28日（月）以降随時受け付け。
- ・新3歳児の4月入園以外は、年度途中入園の扱いとして、入園希望日の1か月前から受け付け。

(2) 申込み受付場所

入園を希望する園

4 結果発表日

令和4年11月11日（金）13時

※入園申込番号を区のホームページ及び区役所子ども支援課前の掲示にて発表。

5 主な変更点

令和5年度から、特別な事情がある場合に限り、年度途中入園の申込みについても区域外の申込みを受け付けることとする。

	変更前	変更後
4月入園	区域外でも申込みできる。 ※自区域の申込みより優先順位が下がる。	変更なし
年度途中入園	自区域への申込みのみ。 ※先着順であり、自区域・区域外の優先順位付けができないため。	原則、自区域への申込み。 ただし、以下の①～④の事情に該当する場合は、区域外の申込みを受け付ける。 ①区内で転居予定の場合 ②きょうだい既に在園している場合 ③地理的理由 ④その他特別な事情がある場合

※麴町・番町・九段・お茶の水幼稚園の4園は、平日16時30分までとなっている預かり保育時間を延長及び長期休業中の実施に向けた検討を行っている。

6 令和5年度入園案内の周知

- ・広報千代田10月5日号
- ・区のホームページ

令和5年度 千代田区立 幼稚園・幼保一体施設・こども園 入園案内



〈お問い合わせ先〉

千代田区子ども部 子ども支援課 入園審査係

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

(区役所本庁舎2階) TEL: 03-5211-4119

1 施設概要

(1) 幼稚園

区立小学校に併設されており、3歳児から入園できます。

(2) 幼保一体施設

3歳未満児の認可外保育施設を併設した保育園、幼稚園及び小学校の連携施設です。

(3) こども園

保育園と幼稚園を一体的に運営し、0歳児から就学前のお子さんを一貫して育成する千代田区型幼保一元施設です。

施設	開園時間	休業日	給食	保育料
幼稚園 ・翹町幼稚園 (翹町 2-8) ・九段幼稚園 (三番町 16) ・番町幼稚園 (六番町 8) ・お茶の水幼稚園 (富士見 1-1-6※ ₁)	9時～14時 年齢や曜日等により異なります。 ※預かり保育については、9ページ 14 をご覧ください。	土曜日※ ₃ 日曜日 祝日 夏季休業日 冬季休業日 春季休業日 都民の日 開園記念日 ※上記休業日に行事等を実施すると、振替休業日があります。	なし 弁当持参	基本保育料は無料 預かり保育料は9～10ページ参照
幼保一体施設(短時間※ ₂) ・千代田幼稚園 (神田司町 2-16) ・昌平幼稚園 (外神田 3-4-7)			あり	
こども園(短時間※ ₂) ・いずみこども園 (神田和泉町 1) ・ふじみこども園 (富士見 1-10-3)				

※₁ お茶の水幼稚園は、改修工事のため仮園舎(千代田区富士見 1-1-6)。

令和6年度は新園舎(千代田区神田猿楽町 1-1-1)。

※₂ 短時間とは、幼稚園教育要領に基づく教育時間(標準4時間)です。

※₃ 各園の実情等に応じて振替休日のない土曜保育を実施する場合があります。

2 申込資格

千代田区内に住所を有する次の幼児

対象年齢	生年月日
3歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ
4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ
5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ

※ 住民登録があっても居住実態がない方の申込みはできません。

※ 転入予定の方は入園申込みができません。転入後の申込みとなります。

3 通園区域

原則として、小学校の通学区域の園への入園申込みとなります。13 ページの「通園区域一覧」をご覧ください。

通園区域外の園を申し込む場合、優先順位が低くなります。

ただし、特別な事情があり通園区域外の園に通うことが望ましい場合は、通園区域外の園を自区域の園として希望できます（5 ページ「8 通園区域変更手続き」参照）。

※ 年度途中の入園については、通園区域変更の手続きは不要です。11 ページ「18 年度途中の入園について」をご覧ください。

4 募集人数

(1) 幼稚園

幼稚園名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
麴 町 幼 稚 園	35名 (35)	若干名 (35)	10名程度 (35)
九 段 幼 稚 園	35名 (35)	20名程度 (35)	10名程度 (35)
番 町 幼 稚 園	35名 (35)	20名程度 (35)	10名程度 (35)
お 茶 の 水 幼 稚 園	20名 (20)	20名程度 (35)	20名程度 (35)

(2) 幼保一体施設

幼保一体施設名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
千代田幼稚園 (短時間保育のみ)	15名 (15)	若干名 (15)	10名程度 (15)
昌平幼稚園 (短時間保育のみ)	15名 (15)	10名程度 (15)	10名程度 (15)

(3) こども園

こども園名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
いずみこども園 (短時間保育のみ)	15名 (15)	若干名 (15)	名簿登録のみ (15)
ふじみこども園 (短時間保育のみ)	25名 (25)	名簿登録のみ (22)	名簿登録のみ (22)

※ 4・5 歳児の募集人数については、変更になる場合があります。子ども支援課へお問い合わせください。

※ () 内は定員を示しています。

※ 「名簿登録」については、7 ページ「12 定員に達している学年への入園を希望する場合 (名簿登録)」をご覧ください。

5 入園申込書の配布

(1) 入園申込書配布開始

令和4年10月5日(水)

(2) 配布場所及び時間(土曜・日曜・祝日を除く)

① 幼稚園・幼保一体施設・こども園の各園

午後2時～午後4時

② 各出張所、子ども支援課

午前8時30分～午後5時

6 入園申込みの受け付け

(1) 入園申込受付期間及び時間

令和4年10月31日(月)・11月1日(火)・4日(金) 午後2時～午後4時

(2) 受付場所

入園を希望する園

※ 各出張所や子ども支援課では、入園申込みの受け付けはできません。

※ 通園区域変更での入園申込みの場合は、事前に子ども支援課への申請、承認が必要です(5ページ「8 通園区域変更手続き」参照)。

(3) 提出書類

入園を希望する園へ、以下の書類を提出してください。

- ① 令和5年度幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込書(短時間保育用)
- ② 教育・保育給付認定(変更)申請書
- ③ 住民票: 3か月以内に発行された世帯全員とその続柄が記載されているもの(コピー可)
- ④ 公共料金の明細等: 3か月以内に発行された電気、水道、ガスいずれかの公共料金の領収書・検針票(名義人及び住所の記載のあるもの。コピー可)

※ 公共料金の契約名義が保護者でない場合は、名義人の同居・居住証明書を添付してください。同居・居住証明書の様式は千代田区のホームページからダウンロードできます。

※ 公共料金の領収書・検針票を紛失し、入園申込期間に提出することができない場合は、不動産売買(賃貸)契約書のコピーを添付し、その後発行された領収書等を再度希望する園へ提出してください。再提出が確認出来ない場合、入園申込みが無効になる場合があります。疑義のある場合は居住実態の確認をすることがあります。

※ 転入直後で、公共料金の領収書等の準備ができない場合は、不動産売買(賃貸)契約書のコピーをご提出ください。

◎ 上記①～④の必要書類が1つでも足りない場合は、受け付けすることができません。

※ 入園申込みは、1人につき1園です。重複申込みはすべて無効とします。

※ きょうだい同時に申し込む場合は、きょうだいそれぞれの入園申込書を提出してください。

※ 入園の申込時に1人につき1つの入園申込番号を交付します。この入園申込番号は入園の可否を確認する際に必要なものとなりますので、大切に保管してください。

(4) ① 入園停止期間 令和4年10月22日(土)～11月27日(日) (5歳児クラスを除く)

令和5年4月入園者が決定するまで、現在の3・4歳児クラスへの入園を停止します。

② 入園申込受付停止期間 令和4年10月8日(土)から11月27日(日)

上記の入園停止に伴い、令和4年度途中の入園申込みの受付、名簿登録も停止します。

7 選考方法及び募集人数を超えた場合の決定

(1) 申込者数が募集人数より少なかった場合

各園において健康診断と面接を受けていただき、入園者を決定します。

(2) 申込者数が募集人数を超えた場合

下記に示した優先順位に応じて入園者を決定します。抽選での選考は行いません。

同優先内で順位が並んだ場合は、保護者の通園区域内（通園区域が要件にない優先では千代田区内）における入園希望日までの引き続き合計居住期間が長い世帯順で決定します。

※ 居住期間が同じ場合のみ、抽選により決定します。

(3) 優先順位

① 幼稚園（幼保一体施設を除く）・こども園（短時間保育）

第1優先 … 令和2年4月1日以前から申込日まで引き続き通園区域内に居住し、既にきょうだいが通園している幼児※

第2優先 … 令和2年4月1日以前から申込日まで、引き続き通園区域内に居住している幼児

第3優先 … 令和2年4月2日以降から申込日まで引き続き通園区域内に居住し、既にきょうだいが通園している幼児※

第4優先 … 令和2年4月2日以降から申込日まで、引き続き通園区域内に居住している幼児

第5優先 … 令和4年10月2日以降から申込日まで引き続き通園区域内に居住し、既にきょうだいが通園している幼児※

第6優先 … 令和4年10月2日以降から申込日まで、引き続き通園区域内に居住している幼児

第7優先 … 申込日現在、通園区域外に居住している幼児（通園区域変更が認められている場合を除く）

※ 「既にきょうだいが通園している」とは、申込時にきょうだいが申込園の3・4歳児クラスに在園しており、入園後1年以上きょうだいと通園が可能な幼児が対象です。

② 幼保一体施設（千代田幼稚園・昌平幼稚園（短時間保育））

第1優先 … 通園区域内に居住しており、既にきょうだいが千代田幼稚園・昌平幼稚園に通園又は併設の保育園・小学校に通園・通学している幼児※

第2優先 … 通園区域内に居住している幼児

第3優先 … 申込時に併設保育施設に通園している幼児

第4優先 … 申込日現在、通園区域外に居住している幼児（通園区域変更が認められている場合を除く）

※ 入園後1年以上きょうだいと通園・通学が可能な幼児が対象です。

8 通園区域変更手続き

特別な事情があり、通園区域外の園に通園することが望ましいと考えられる場合、通園区域外の園を自区域の園として一度だけ入園申込みをすることができます。

※ 通園区域変更は希望園への入園を確約するものではありません。

※ 審査の結果、通園区域の変更を認められない場合があります。その場合は区域外の園として申し込むか、自区域の園を含めた他園を選び直すかを選択し、入園の申込みをしてください。

(1) 通園区域変更の要件

次のいずれかの要件に該当する場合、通園区域の変更申請ができます。

① 区内で転居予定の場合

住宅の購入、改築等により、入園日までの転居が確実である場合

住居の建て替えによる一時的な転居をしており、転居前の通園区域を希望する場合

※ この場合、選考の優先順位における居住期間の長さは転居日を起算日とします。また、一時的な転居の場合は、一時転居していた期間を居住期間に加算します。

② きょうだい既に在園している場合

未就園児のきょうだい、既に何らかの事情により別の区域の園へ入園している場合

(幼保一体施設は、きょうだい別区域の小学校に通学している場合も可)

※ この場合、選考の優先順位における居住期間の長さは申込希望園に在園中のきょうだいが入園した日を起算日とします。(幼保一体施設の場合は、きょうだい千代田幼稚園、昌平幼稚園又は併設の小学校に入園・入学した日を起算日とします。)

③ 地理的理由

登園の安全・安心の確保について、個別に懸念される理由により、自区域以外の園を希望する場合

※ この場合、選考の優先順位における居住期間の長さは現在の住所での居住歴の長さとしてします。

④ その他

上記①～③を除き、特別な事情が認められる場合

(2) 受付期間及び時間

令和4年10月19日(水)～21日(金) 午前8時30分～午後5時

(3) 受付窓口

千代田区役所2階 子ども支援課

※ 各園や各出張所では、通園区域変更申請の受け付けはできません。

※ 区内で転居予定での申込みの場合は、売買契約書・建築請負契約書・賃貸借契約書等のいずれかの写しを一緒に提出してください。

※ 通園区域変更は、年度内に上記期間1回のみ受け付けです。

(4) 結果通知

通園区域変更の結果は、令和4年10月下旬頃に発送いたします。

通園区域外の園に入園した場合であっても、小学校入学の際は、居住地により指定される通学区域の小学校に入学していただきます。詳しくは学務課へご相談ください。

9 入園の内定について

(1) 発表日及び時間

令和4年11月11日(金) 午後1時

(入園申込番号を区ホームページ、区役所子ども支援課前にて発表)

※ 電話でのお問い合わせは、11月11日(金)午後1時から子ども支援課にて、受け付けます。それ以前のお問い合わせには、一切お答えできませんので、ご注意ください。

(2) 面接及び健康診断

面接及び健康診断は、申込時に各園から渡される通知をご確認ください。

10 入園にあたってのご注意

(1) 通園条件

幼児の安全確保のため、保護者の送迎が必要となります。

(2) 入園承諾

入園の承諾は、入園申込書類と各園における面接及び健康診断の結果により決定します。

入園承諾通知書については、居住実態調査後、令和5年1月下旬頃に送付いたします。

※ 各園における面接及び健康診断の結果によって、園における集団生活の中で支援が必要と思われる場合は、相談をさせていただく場合があります。

11 申込みをした園に内定しなかった方

発表日以降に、あらためて子ども支援課から意向調査書を送付しますので、そちらに希望園をご記入いただき、期日までに子ども支援課あてに返信してください。後日、ご案内できる園をお知らせします。

なお、ご案内の優先順位は、保護者が千代田区内において入園希望日までに引き続き居住している合計期間の長い世帯順で決定します。ただし、入園手続きは通園区域内の園に入園できなかった方を優先して行います。

そのため、当初通園区域外の園を希望して入園できなかった場合、意向調査の際に通園区域内の園を希望されても入園できないことがあります。



12 定員に達している学年への入園を希望する場合(名簿登録)

既に定員に達している学年に申込みを希望する場合は、名簿登録が必要となります。名簿登録をいただいた方については、登録園で欠員が生じた場合、名簿登録順に入園手続きのご連絡をいたします。なお、名簿登録ができるのは1園のみです。

(1) 申込期間及び時間

- ① 令和4年10月31日(月)・11月1日(火)・4日(金) 午前8時30分～午後5時
- ② 令和4年11月28日(月)以降 午前8時30分～午後5時

(2) 受付窓口

千代田区役所2階 子ども支援課 ※ 各園や各出張所では、名簿登録の受け付けはできません。

(3) 名簿登録対象園

- ①の期間に登録をする方：(未就園児もしくは自区域の園に通園していない方) 全園のうち1園
- ②の期間に登録をする方：自区域の園1園。ただし、5ページ「8(1) 通園区域変更の要件」に該当する場合はその限りではありません。子ども支援課にお問い合わせください。

(4) 名簿登録順位

- ①の期間に登録をする方：保護者が千代田区内において、入園希望日までに引き続き居住している合計期間の長い世帯順
 - ②の期間に登録をする方：先着順
- ※ ①、②いずれの場合も、通園区域内の方の名簿登録が通園区域外の方の名簿登録に対して優先されます。

(5) 有効期間

令和5年度内(5歳児については9月末日までとし、10月以降は案内しません。)

(6) その他

- ・ 令和4年度から名簿登録されている方は、別途お送りする案内に従って更新手続きをしてください。現在の順位を引き継ぐことができます。
- ・ 自区域の園が既に定員に達している場合、自区域の園に対する名簿登録と同時に、空きのある通園区域外の園に申込みを行うことが可能です。通園区域外の園に申込みを行った場合も、自区域の園に対する名簿登録順位が不利になることはありません。



13 保育園との併願調整について

令和5年4月の幼稚園・幼保一体施設（短時間）・こども園（短時間）の入園申込みをした幼児が保育園の入園申込みをする場合、保育園入園審査時の入園順位が下がります。

(1) 認可保育園・認定こども園（長時間）※以下、認可保育園・認定こども園（長時間）の入園順位 抜粋

- 1位 千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2位 千代田区民（入園希望日までに転入する方を含む）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3位 令和4年10月31日、11月1日、11月4日の3日間に幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）**
- 4位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 5位 千代田区外に居住、保護者が千代田区在勤で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 6位 申込対象児童にかかる育児休業の延長を希望する場合で、世帯の指数を計算し、指数の高い順

(2) こども園（長時間）※以下、こども園（長時間）の入園順位抜粋

- 1位 いずみこども園は和泉橋出張所管内、ふじみこども園は富士見小学校通学区域内（以下「管内」）在住者のうち、千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2位 管内在住者で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3位 上記以外の千代田区内在住者で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 4位 令和4年10月31日、11月1日、11月4日の3日間に幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）**
- 5位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 6位 申込対象児童にかかる育児休業の延長を希望する場合で、世帯の指数を計算し、指数の高い順

(3) 幼保一体施設（長時間）※以下、幼保一体施設（長時間）の入園順位抜粋

- 1位 幼保一体施設内保育園を修了する児童
- 2位 併設小学校通学区域（以下「区域」）内在住者のうち、千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3位 区域内在住者で、併設小学校、併設幼稚園、併設保育園に兄弟姉妹が在学・在園している児童の中で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 4位 区域内在住者で、保護者の千代田区における入所希望日までの引き続き合計居住期間の長い順
※ 同期間の場合は、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 5位 上記以外の千代田区内在住者の児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 6位 令和4年10月31日、11月1日、11月4日の3日間に幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）**
- 7位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 8位 申込対象児童にかかる育児休業の延長を希望する場合で、世帯の指数を計算し、指数の高い順

14 預かり保育

園の教育時間終了後に、保護者が一時的な事由により、延長して預ける必要がある場合、在籍園で預かり保育を実施しています。

- ※ 預かり保育開始時期、実施日及び長期休業中の実施の有無は各園により異なります。
預かり保育利用希望の方は、詳細について必ず事前に各園にお問い合わせください。
※ 以下の実施時間は、いずれも通常教育時間がある日の預かり保育の記載です。

(1) 幼稚園・幼保一体施設

① 実施時間

通常教育時間終了後から午後 4 時 30 分までの間で、保護者が希望する時間（園、曜日によって異なります。）

② 料 金※

1 時間につき 100 円

（幼保一体施設については、短時間保育の休業日に給食時間を超えて保育する場合に給食代 300 円がかかります。）

(2) こども園

① 実施時間

開園時間から通常教育時間開始までの間及び通常教育時間終了後から午後 6 時 30 分までの間で、保護者が希望する時間

② 料 金※

1 時間につき 100 円

おやつ代 100 円・給食代 300 円

（給食代 300 円は、短時間保育の休業日に給食時間を超えて保育する場合に必要です。）

※ 幼児教育・保育の無償化により、預かり保育料も無償となる場合があります（10 ページ「15 保育料の無償化について」参照）。なお、おやつ代・給食代は、無償化の対象ではありません。



15 保育料の無償化について

(1) 基本保育料の無償化

幼児教育・保育の無償化により基本保育料は無料です。入園申込時に教育・保育給付認定(変更)申請書を提出していただく以外に、手続きは必要ありません。

(2) 預かり保育料の無償化

保護者の就労など保育の必要な事由に該当し、「施設等利用給付認定(新2号)」を認定された場合、預かり保育料も無償化の対象となります。なお、おやつ代・給食代は無償化の対象ではありません。

① 無償となる金額

預かり保育等の利用日数に応じて日額450円まで、最大で月額11,300円まで

※ 在籍園の預かり保育のみを利用する場合、請求手続きは必要ありません。

※ 預かり保育のほか、認可外保育施設、児童館の一時(いっとき)保育、ファミリー・サポート・センター等の保育を利用した場合、預かり保育料と合わせて、月額11,300円までが無償化の対象となるため、別途請求していただく必要があります。詳しい請求方法については、請求時期に送付する案内をご確認いただくか、千代田区のホームページをご覧ください。

② 保育の必要な事由(認定を受けるための要件)

父・母とも、週3日以上かつ1日4時間以上の就労、通学、親族の介護・看護、求職活動を行っている場合や出産、疾病、傷害により保育が困難な場合

※ 求職活動は3か月以内、出産は出生(予定)月の前2か月から出産後2か月までが対象です。

③ 認定申請

「施設等利用給付認定(新2号)」の認定を受けるには申請が必要です。令和5年4月入園の場合は、令和5年1月下旬頃に送付する入園承諾通知書に認定申請の案内を同封しますので、令和5年3月17日(金)までに子ども支援課へ申請してください。

※ 申請書類は千代田区ホームページからダウンロードしていただくか、千代田区役所2階子ども支援課窓口でお渡しができます。提出は郵送でも受け付けます。

※ 上記日程以外も随時受付を行っていますが、認定の開始日は、申請日以降の日付となります。日付を遡って、無償化の対象とすることはできません。



16 転園について

千代田区立の幼稚園・幼保一体施設（短時間）・こども園（短時間）間で転園ができるのは、原則として次の場合に限りです。

- ① 入園申込みをした際に通園区域の園が既に定員に達していて、やむを得ず通園区域外の園に通園している幼児
 - ② 区内転居により、通園区域に変更があった場合
 - ③ 5ページ「8（1）通園区域変更の要件」に該当する場合
- ◎ 上記以外による転園はできません。
◎ 転園の手続きについては、直接在籍園へお問い合わせください。

17 退園について

区外へ転出した場合は、退園になります。また、一定の要件に該当した場合は、退園の措置をとることがあります。

18 年度途中の入園について

年度途中の入園申込受付停止期間（3ページ（4）②参照）を除き、園に空きがある場合は随時入園申込みの受け付けをしています。

（1）入園申込受付期間及び時間

空きがある場合は随時、入園希望日の1か月前から受け付けます。

※ 新3歳児の4月入園の場合は、11月28日（月）以降随時受け付けます。

※ 受付可能時間等は直接園にお問い合わせください。

※ 空き状況は直接園にお問い合わせください。なお、受け付けは申込書類提出の先着順で行うため、電話等で枠を確保することはできません。

（2）受付場所

入園を希望する園

※ 各出張所や子ども支援課では、入園申込みの受け付けはできません。

※ 原則自区域の園に申込みをしてください。ただし、自区域の園に空きがない場合はその限りではありません。また、5ページ「8（1）通園区域変更の要件」に該当する場合、通園区域外の園への入園を認められる場合があります。入園を希望する園に直接ご相談ください。

※ 入園を希望する園に空きがない場合は、名簿登録（7ページ参照）を行うことも可能です。

※ 通園区域外の園に入園した場合であっても、小学校入学の際は、居住地より指定される通学区域の小学校に入学していただきます。詳しくは学務課へご相談ください。

(3) 提出書類

入園を希望する園へ、以下の書類を提出してください。

- ① 令和5年度幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込書（短時間保育用）
- ② 教育・保育給付認定（変更）申請書
- ③ 住民票：3か月以内に発行された世帯全員とその続柄が記載されているもの（コピー可）
- ④ 公共料金の明細等：3か月以内に発行された電気、水道、ガスいずれかの公共料金の領収書・検針票（名義人及び住所の記載のあるもの。コピー可）

※ 公共料金の契約名義が保護者でない場合は、名義人の同居証明書を添付してください。

※ 公共料金の領収書・検針票を紛失し、入園申込期間に提出することができない場合は、不動産売買（賃貸）契約書のコピーを添付し、その後発行された領収書等を再度希望する園へ提出してください。再提出が確認出来ない場合、入園申込みが無効になる場合があります。疑義のある場合は居住実態の確認をすることがあります。

※ 転入直後で、公共料金の領収書等の準備ができない場合は、不動産売買（賃貸）契約書のコピーをご提出ください。

◎ 上記①～④の必要書類が1つでも足りない場合は、受け付けすることができません。

※ 入園申込みは、1人につき1園です。重複申込みはすべて無効とします。

※ きょうだい同時に申込みの場合は、きょうだいそれぞれの入園申込書を提出してください。



【通園区域一覧】

園 名		通 園 区 域
幼 稚 園	翹町幼稚園 (3263-7330)	霞が関一・二・三丁目、永田町一・二丁目、隼町、平河町一・二丁目、 翹町一・二・三・四丁目、一番町、二番町(1・3・5・9・11)、 皇居外苑、千代田
	九段幼稚園 (3263-0567)	三番町、四番町(1・2・3・8・11)、 九段南二・三・四丁目、九段北三・四丁目
	番町幼稚園 (3263-3725)	翹町五・六丁目、紀尾井町、二番町(2・4・6・7・8・10・12・14)、 四番町(4・5・6・7・9)、五番町、六番町
	お茶の水幼稚園 (3263-2355)	大手町一丁目(4)、一ツ橋一・二丁目、神田神保町一・二・三丁目、 神田三崎町一・二・三丁目、西神田一・二・三丁目、神田猿樂町一・二丁目、 神田駿河台一・二丁目、神田駿河台三丁目(1・3・5・7・9・11)、 神田駿河台四丁目(1・3・5)、 神田錦町一・二・三丁目、神田小川町二・三丁目
幼 保 一 体 施 設	千代田幼稚園 (短時間保育) (3256-1709)	丸の内一・二・三丁目、大手町一丁目(1~3・5~9)、大手町二丁目、 内幸町一・二丁目、有楽町一・二丁目、日比谷公園、 神田美土代町、内神田一・二・三丁目、神田司町二丁目、神田多町二丁目、 神田須田町一丁目(7・16・18・20・22・24・26・28・30・32・34)、 神田須田町二丁目、鍛冶町一・二丁目、神田鍛冶町三丁目、神田紺屋町、 神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、 岩本町一丁目(1~6)、岩本町二丁目(1~8)、岩本町三丁目(1・2)、 神田西福田町、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町
	昌平幼稚園 (短時間保育) (3251-0768)	神田駿河台三丁目(2・4・6)、神田駿河台四丁目(2・4・6)、 神田小川町一丁目、神田淡路町一・二丁目、 神田須田町一丁目(1~6・8~15・17・19・21・23・25)、 外神田一・二・三・四・五・六丁目
こ ど も 園	いずみこども園 (短時間保育) (3866-9938)	岩本町一丁目(7~14)、岩本町二丁目(9~19)、 岩本町三丁目(3~11)、東神田一・二・三丁目、神田和泉町、 神田佐久間町一・二・三・四丁目、神田平河町、神田松永町、 神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町
	ふじみこども園 (短時間保育) (3263-1009)	北の丸公園、九段南一丁目、九段北一・二丁目、 富士見一・二丁目、飯田橋一・二・三・四丁目

メモ

Handwriting practice lines consisting of ten horizontal dashed lines.

A large rounded rectangular box for drawing or writing.



医療的ケア児等支援協議会について（案）

1 目的等

令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、千代田区における医療的ケア児等への支援の充実を図るため、関係機関間の連携促進や情報共有、取組の検討を行うことなどを目的とする。

2 主な検討内容

以下の事項について、現状や課題の整理、今後取り組むべき支援施策の検討等を行う。

- (1) 医療的ケア児等に対する支援施策
- (2) 医療的ケア児等に対する相談体制
- (3) 関係機関間の情報共有

3 検討メンバー

(1) 外部委員

学識経験者や医療機関、保護者団体、療育機関、訪問介護事業者、居宅介護事業者、医療的ケア児支援コーディネーター、教育機関等

(2) 内部委員

児童・家庭支援センター(事務局)、学務課、指導課、子ども支援課、障害者福祉課、健康推進課 ※課長級職員の出席を予定

4 会議運営

- ・ 令和4年度中は2回開催予定、令和5年度以降は年間3回程度開催予定
- ・ 出席者による自由闊達な議論を確保する観点から、会議は非公開（傍聴者なし）とし、議事要旨及び資料を会議終了後ホームページに公表する。

5 今後の予定等

- ・ 今年度の第1回協議会を10月以降開催の予定
- ・ 第2回協議会は令和5年1～2月頃の予定

小学校・幼稚園等の校庭・園庭の仕様および 校庭・園庭での活動を中止した日数について

1 校庭・園庭の仕様など（別添資料参照）

(1) 校種別・仕様別

①小学校

ゴムチップ 5校（うち暑熱対策塗装は2校）

人 口 芝 2校

天 然 芝 1校

②幼稚園・保育園・こども園<四番町保育園仮園舎を除く>

ゴムチップ 3園（うち暑熱対策塗装は1園）

土または砂 6園

コンクリート 1園

人 口 芝 1園

③中学校・中等教育学校

ゴムチップ 2校

土 1校

(2) 暑熱対策塗装について

小学校2校で暑熱塗装を導入。

暑熱塗装の耐用年数はおおむね10年程度（使用状況により異なる）。

2 校庭・園庭での活動を中止した日数（別添資料参照）

(1) 調べた期間

5月30日（月）～ 7月23日（土）

①小学校、幼稚園、中学校・中等教育学校

7月20日（水）までの52日間のうち、日・祝日等を除く。

②保育園・こども園

7月23日（土）までの55日間のうち、日・祝日等を除く。

(2) 休止した日数

①小 学 校 1 ～ 6 日間 8校 計30日間

②幼稚園・こども園・保育園 0 ～ 14日間 12園 計58日間

③中学校・中等教育学校 0 ～ 6日間 3校 計 7日間

校庭・園庭の仕様など

別添資料

	校・園名	校庭面積	校庭仕様		竣工年月	改修等		遮熱塗装
		(㎡)				年度	内容	
小学校	麴町	1,764	ゴムチップ	熱交換塗料（遮熱塗装）	H15.2	H22	熱交換塗料に改修	○
	九段	1,559	人工芝	ロングパイル（ゴムチップ入り）	H30.7	H30	部分改修	—
	番町	2,608	ゴムチップ	トップコート（ウレタン樹脂）塗装	S47.3	H12	校庭舗装改修	
						H28	校庭舗装他改修	
	富士見	1,914	天然芝		H22.1	H30	張替	—
	お茶の水(仮)	1,240	ゴムチップ ※旧九段中	トップコート（ウレタン樹脂）塗装	S30.9	S61	校庭舗装他改修	
	千代田	1,232	ゴムチップ	熱交換塗料（遮熱塗装）	H10.2	H20	熱交換塗料に改修	○
	昌平	1,788	ゴムチップ ※屋上校庭	溶剤系弾性アクリル ウレタン樹脂系塗装	H8.8	H30	舗装改修他	
					H31	舗装改修		
	和泉	1,207	人工芝	砂入り	S62.7	H16	人工芝他改修	—
幼稚園	麴町	250	土		H15.2			—
	九段	120	土		H30.7			—
	番町	200	ゴムチップ	トップコート（ウレタン樹脂）塗装	S47.3	H12	校庭舗装改修	
						H28	校庭舗装他改修	
	お茶の水(仮)	130	ゴムチップ ※旧九段中	トップコート（ウレタン樹脂）塗装	S30.9	S61	校庭舗装他改修	
	千代田		ゴムチップ	熱交換塗料（遮熱塗装）	H10.2	H20	熱交換塗料に改修	○
	昌平	402	土		H8.8			—
こども園	ふじみ	801	土		H22.1			—
	いずみ	218	人工芝	砂入り	S62.7	H16	人工芝他改修	—
保育園	麴町	675	砂		H28.4			—
	神田	339	砂		H25.4			—
	西神田	253	コンクリ	防水仕上げ	H11.10			—
	四番町(仮)		園庭なし 屋上天然芝		H29.11			—
中等 教育 学校	麴町	2,718	ゴムチップ	アクリル塗装	H24.1	無	無	
	神田一橋	2,309	ゴムチップ	透水性ゴムチップウレタン舗装	S57.8	H26	大規模改修	
	九段中等	4,740	土	不溶性土壌改良材（ソイレックス）	S61.3	H23	大規模改修	—

校庭・園庭での活動を中止した日数

別添資料

暑さ（高温・多湿、熱中症警戒アラート等）により、校庭・園庭での活動（体育、外遊び等）を中止した日数

令和4年		5/30(月) ～ 6/11(土)	6/13(月) ～ 6/25(土)	6/27(月) ～ 7/ 9(土)	7/11(月) ～ 7/23(土) ※1	計	期間中の 教育・保育 日数 ※2
小 学 校	麴町			5	1	6	38
	九段		1	5		6	36
	番町			3		3	38
	富士見			5		5	38
	お茶の水			3		3	37
	千代田			1		1	38
	昌平			1		1	37
	和泉			4	1	5	38
幼 稚 園	麴町		2	5		7	37
	九段		1	4		5	36
	番町		2	5		7	37
	お茶の水			1		1	37
	千代田		4	10		14	37
	昌平			2		2	37
こ ど も 園	いずみ	1		5	1	7	47
	ふじみ					0	47
保 育 園	麴町			2	7	9	47
	神田			3	1	4	47
	西神田				2	2	47
	四番町(仮)					0	47
中 等 教 育 学 校	麴町			1		1	39
	神田一橋		1	5		6	38
	九段中等 教育学校					0	45
計 (日)	小学校	0	1	27	2	30	300
	幼稚園	0	9	27	0	36	221
	こども園	1	0	10	11	22	282
	保育園						
	中学校 中等教育学校	0	1	6	0	7	122
	合計	1	11	70	13	95	925
平 均 (日)	小学校		1.00	3.38	1.00	3.75	
	幼稚園		2.25	4.50		6.00	
	こども園	1.00		3.33	2.75	3.67	
	保育園						
	中学校 中等教育学校		1.00	3.00		2.33	
	全体	1.00	1.83	3.68	2.17	4.13	

※1 小学校・幼稚園・中学校・中等教育学校は7月20日まで。

※2 こども園は長時間保育の日数として表記。

はじめ、不登校、白鳥教室の状況(令和4年8月末の報告)

教 育 委 員 会 資 料
 令 和 4 年 9 月 2 7 日
 指 導 課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数		白鳥教室利用者数		
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度累計	今月利用者数	今月登録者数	先月末登録者数
小学校	1年	2		2	1	1			
	2年				4	4			
	3年	3		3	4	5		1	1
	4年	3		3	3	3		2	2
	5年		1	1	5	5		1	1
	6年	7		7	6	9		2	2
中・中等(前期)	1年	1		1	3	3		2	1
	2年	2		2	10	11		4	4
	3年		1	1	18	20	3	10	9
中等(後期)	4年								
	5年				1	1			
	6年				1	1			
計	合計	18	2	20	56	63	3	22	20

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和4年9月27日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
9	27	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
9	28	水	10:00~	教育委員訪問 神田一橋中学校	神田一橋中学校	教育委員出席
9	29	木				
9	30	金				
10	1	土		運動会	麴町幼・九段小・番町小 お茶の水小・千代田小	
10	2	日				
10	3	月				
10	4	火				
10	5	水	10:00~	教育委員訪問 麴町幼稚園	麴町幼稚園	教育委員出席
10	6	木				
10	7	金				
10	8	土		学校説明会②	九段中等教育学校	
10	9	日				
10	10	月				
10	11	火				
10	12	水				
10	13	木	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
10	14	金	10:00~	教育委員訪問 和泉小学校	和泉小学校	教育委員出席
10	15	土		運動会	九段幼・お茶の水幼・昌平幼 いずみこ・ふじみこ・麴町小	
10	16	日				
10	17	月	10:00~	教育委員訪問 九段中等教育学校	九段中等教育学校	教育委員出席
10	18	火				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
10	19	水				
10	20	木	10:00~	総合教育会議	教育委員会室	教育委員出席
10	21	金				
10	22	土		運動会 文化祭	番町幼・千代田幼・神田保・西神田保・四番町保 麴町中・神田一橋中	
10	23	日				
10	24	月				
10	25	火	13:30~	軽井沢視察及び移動教育委員会	メレーズ軽井沢	教育委員出席
10	26	水	14:30~	点検・評価第2回有識者会議	※調整中※	
10	27	木				
10	28	金				
10	29	土		運動会	麴町保	
10	30	日				
10	31	月				
11	1	火				
11	2	水				
11	3	木				
11	4	金	10:00~	教育委員訪問 千代田小学校	千代田小学校	教育委員出席
11	5	土				
11	6	日				
11	7	月				
11	8	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席

「広報千代田」
10月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 22件

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子ども支援課	令和5年度 保育園・こども園・幼保一体施設(長時間保育)などの入園申し込みのスケジュールが決定	令和5年度保育園・こども園・幼保一体施設(長時間保育)の入園申し込みスケジュールの周知			
2	子ども支援課	令和5年度 区立幼稚園・こども園(短時間保育)入園児を募集	令和5年度区立幼稚園・こども園(短時間)入園児募集の周知			
3	児童・家庭支援センター	養育家庭体験発表会・児童虐待防止講演会	①養育家庭体験発表会 里親の日々の子育て体験等を聞く ②児童虐待防止講演会 子どもも親も楽しく健やかに過ごすために大切なことを講師とともに考える	11月8日(火) 14時~16時	神田さくら館7階研修室 (神田司町2-16)	
4	児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	10月28日(金) 10時30分~ 11時30分	あい・ぽーと麹町 (三番町7)	NPO法人 あい・ぽーとステーション
5	学務課	神田一橋中学校 通信教育課程の生徒を募集	通信教育課程の生徒募集	選考日: 12月3日(土)	神田一橋中学校	
6	学務課	区立小・中学校に入学を希望する外国籍の方へ	令和5年度小・中学校に入学希望の外国籍の方を対象として、相談を行う	随時		
7	指導課	区立幼稚園と一緒に働きませんか	23区の区立幼稚園で働く臨時的任用教員を募集する	9月30日以降順次	特別区人事・厚生事務組合 教育委員会事務局	
8	文化振興課	文化芸術の秋フェスティバル~オーケストラフェスティバルとコーラスフェスティバル~	文化芸術の秋フェスティバルのうち①オーケストラフェスティバル②コーラスフェスティバルの開催のお知らせ	10月22日(土)、 10月23日(日)	日経ホール(大手町1-3-7)	

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者		
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき		
9	文化振興課	八つ縄文織り セミナー&ワークショップ	「八つ縄文織り」の希少な手織り体験	10月28日(金)	10月28日(金)	アート千代田 3331(外神田6-11-14)	
10	文化振興課	ちよだ文学賞受賞者の発表	第17回ちよだ文学賞の受賞者の発表				
11	文化振興課	3331 ART FAIR 2022	現代アートの作品展を実施	10月29日(土)~30日(日) 12時~20時 ※30日は18時30分閉場	10月29日(土)~30日(日) 12時~20時 ※30日は18時30分閉場	アート千代田 3331(外神田6-11-14)	アート千代田 3331
12	文化振興課	四番町図書館 おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会	毎週土曜日11時~	毎週土曜日11時~	四番町図書館2階児童室	四番町図書館
13	文化振興課	千代田区内ミュージアム連携企画 展覧会への入口講座Vol. 34 鉄道開業150周年記念展「鉄道と美術の150年」	鉄道をモチーフとした美術作品を通して、鉄道史を振り返る講座	11月18日(金) 19時~20時30分	11月18日(金) 19時~20時30分	日比谷図書文化館(日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館
14	文化振興課	東京ビエンナーレ2023プレイベント	幅広いジャンルの作家やクリエイターが東京のまちに集結し、まちに深く入り込み、地域住民の方々と一緒に作り上げるイベント	9月30日(金)~10月30日(日)	9月30日(金)~10月30日(日)	千代田区、中央区、文京区、台東区の歴史的建築物、公共空間、商業施設など	東京ビエンナーレ事務局
15	文化振興課	文化芸術の秋フェスティバル 将棋・囲碁大会の参加者募集	将棋・囲碁大会の参加者募集	11月26日(土) 11月27日(日)	11月26日(土) 11月27日(日)	九段生涯学習館	
16	生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブ スタディ(文化学習)プログラム	すぼすた会員でない方も参加できる講座を開催する ハッピーハンドメイド 【ドライフラワーでつくるクリスマスリース】フルリース(直径15cm)と ハーブリース(直径20cm)の2種類から 選び、申し込み	11月10日(木) 18時30分~20時30分	11月10日(木) 18時30分~20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
17	生涯学習・スポーツ課	山の上ホテルとヴォーリズ建築 ちよだまち魅力探訪	千代田区内にある「山の上ホテル」の館内見学とレクチャーを通じ、ホテルの歴史と建築美、建築家ウィリアム・メレル・ヴォーリズに触れる ケーキセット付	11月16日(水) 10時~13時	11月16日(水) 10時~13時	山の上ホテル(千代田区神田駿河台1-1)	九段生涯学習館

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
18	生涯学習・スポーツ課	補助制度を使って楽しく学習講座・講習会ガイドブックを配布	区民対象に区内の大学やカルチャーセンターなどで講座や講習会を受講した場合に、受講料の一部を補助する「講座・講習会バウチャー制度」を実施対象としている講座を掲載している申請ガイドブックを配布	10月上旬配布	九段生涯学習館	九段生涯学習館
19	生涯学習・スポーツ課	第32回ニュースポーツ大会(秋季ノボッチャ)	区内在住・在勤・在学者を対象にしたボッチャ大会を開催	11月13日(日)	区立スポーツセンター	
20	生涯学習・スポーツ課	東京レガシーハーフマラソン2022交通規制にご協力を	東京レガシーハーフマラソン2022の開催に伴う交通規制の周知	10月16日(日)7時15分～	東京都内	一般財団法人東京マラソン財団
21	生涯学習・スポーツ課	第57回千代田区民踊大会	日頃の稽古の成果を披露する	10月27日(日) 正午から	内幸町ホール(内幸町1-5-1)	千代田区体育協会
22	生涯学習・スポーツ課	運動会必勝塾 ～走り方・かけっこ教室～	速く走るためのコツを伝授	11月3日(木・祝日)①かけっこ教室9時10分～10時②走り方教室10時15分～11時15分③走り方教室11時30分～12時30分	スポーツセンター	スポーツセンター

